

沖縄の呪符木簡について

はじめに

日本各地の遺跡から多くの呪符木簡が出土したことにより、呪符研究は一段と高まりを見せている。周知の通り、呪符木簡は古代に出現し中世に至って盛行したが、近世以降は紙製の呪符にとってかわられ、現在では各地の民俗においてわずかに命脈を保っているにすぎない。

ところで沖縄では、フーフダ（符札）ないしは祈禱札と称する木札が日常生活の中で生きており、呪符木簡の現用例としてきわめて注目される。しかしこうしたフーフダについては、これまで地元の市町村史で取り上げられてはいるものの、沖縄全体の本格的な調査および研究はほとんどなされていないのが現状である。そこで小稿では、筆者のフィールドワークと文献収集の成果をもとに、沖縄のフーフダについて概観することにしたい。

山 里 純 一

一 フーフダの種類と特徴

沖縄では、スイジ貝やシャコ貝、またはススキと桑の葉を組み合わせて作るサン（ゲーン）、それに石敢當・屋根獅子等を、ムンヌキムン（魔物除き物、即ち魔物を取り除く呪物の意味）と称しているが、フーフダもその一種と見なされている。フーフダとは、一般に門の左右と屋敷の四隅に取り付ける木製の呪符のことを指して言うが、これをすることによって、外から邪惡なものが家・屋敷に侵入するのを防ぐことができ、家族の健康が守られ、円満な家庭生活が保たれると信じられている。

現在最もよく目にするフーフダは寺社発行のものであるが、それとは別に、個人が作製したフーフダも散見される。あるいは現在行なわれていなくて、その呪句のみが伝わっている場合もある。そこで寺社発行のものと個人作製のものとに分けて沖縄のフーフダの実態を見ていただきたい。

1 現行の寺社のフーフダ

もう一つは「立てる」方法である。

①形態
その形態は、おおむね次のように分類される。

ア 上端を台形状にして下端を尖らせたもの。



イ 短冊形の下端を尖らせたもの。



ウ 短冊形のもの。



エ 上端を圭頭にして下端を尖らせたもの



オ 短冊形で上端を圭頭にしたもの。



このうちアの形態が最も多い。なお最近のフーフダはすべて機械できれいに所定の形に加工されているが、一九六〇年（昭和三五）に収集された現存する最古のフーフダは、スギ板をアのように成形した自製のもので、本来の姿を偲ばせる（写真①）。

②取り付け方法

フーフダの取り付け方は二通りある。一つは「貼る」方法であり、

前者の場合、門用は、門柱に左右向き合うように貼ったり、道路に向けて貼ったりする。四隅用は、四方の角の外側に貼る。
貼り方もさまざま、コンクリートの門やブロック塀の家では、釘で打ちつけたり、接着剤で固定したりしている（写真②）。あるいはフーフダにあらかじめ釘穴が開けられているものを、所定の位置に固定してある釘にかけたり、門扉に紐で結んでいる例も見られる。屋敷の周囲が石垣で囲まれた離島の民家では、フーフダを石垣と石垣の間に刺しこんでいる（写真③）。

また、門と隣との境界ブロックを共有した家では、四隅用のフーフダを呪句を外向けに裏から固定しており、普通は全く見えない裏書きの「守叶」の文字が見える珍しい例となっている（写真④）。

後者の場合、門用は、左右に向き合うように立てられたり、道路に向かって立てられたりする（写真⑤）（写真⑥）。四隅用は、呪句を屋敷の内側に向けて立てられる。

ブロック塀が普及する以前は、ほとんどが後者の方法を採ったが、近年は前者の方法が一般的となっている。但し、先が尖っていることや、釘を打つことに対する抵抗がある、取り替えが簡単である、といった理由からフーフダを立てている家は案外多い。

なお、フーフダに沖縄の靈的職能者ユタが関与している場合は、屋敷の地盤が悪いところは地面に突き刺し、地盤に問題がないとこ

ろは地面からある程度の高さに貼ることを指示するという。

③分布

フーフダは一般的に言って、寺社の所在する沖縄本島の中南部、宮古では平良市内、八重山では石垣市内に比較的多く見え、沖縄本島北部ではほとんど見当たらない。離島の場合も同様であるが、まれに見えるのは、島を出て都市部で生活している子供を通じてフーフダの習慣が植え付けられたケースや、都市部から移り住んできた人がそれまで行なっていた習慣を持ち込んだケースである。最近は神宮寺（宜野湾市）のフーフダを売り歩く人がいて、その人から買いうケースも増えているようであるが、いずれにしてもこれらは例外的と言つてもよい程である。

どこの寺社のフーフダがどの地域にどれだけ分布しているかということは、研究上重要な問題であると思うが、フーフダ分布の意義付けは現実的にきわめて難しい。後にも触れる石敢當のような石製の呪符とは違つて、フーフダは木製であるため、普通は年に一度取り替えることになっているが、中には数年も放置され、その間、雨風に打たれ、あたかも伊場遺跡出土の呪符木簡のように文字が浮き上がっているものや、素材もかなりいたんでしまったものも少なからず見え、こうしたものはや機能を果たしていないと思われるものをどう扱うかという問題やフーフダであればそれがどこの寺社ものであるかはあまり関係がなく、毎年同じ寺社のフーフダを用いてい

るとは限らないといった問題が内在しているからである。

ところで人々がフーフダを買う目的は、あくまで精神的な安心感を得ることが第一である。したがつて普通は個人の主体的な信仰心にゆだねられる部分が大きいが、前述のように、ユタが関与する場合も少なくない。すなわちユタの判示で「屋敷が強い」「屋敷が荒れている」と出た場合、屋敷のお祓いをするが、その時にユタの指示に従つて寺社のフーフダを買わされる。那覇の四箇所の寺院には十二支の本尊が配置されており、自分の生まれた年の十二支を安置してある寺院のフーフダを買ってくるように指示されることが多いが、那覇以外の地域では近くの寺社を指定することもある。

このようにフーフダは、自らの意思による場合と、ユタが関与する場合とが混在しており、こうした動機の異なるものを同一に扱うべきかどうかも問題となろう。特に後者の場合は、あまり他人に知られたくない事情もあるため調査は困難である。この点も分布調査とその意義付けをさらに複雑なものにしている。

④種類

フーフダを神社と寺院別に整理したのが表1であるが、それぞれの呪句について若干の説明を加えておこう。

神社のフーフダから説明すると、普天間宮のものが門用と屋敷の四隅用の二種類、護国神社のものは一種類である。
aの普天間宮（宜野湾市）のフーフダは、前宮司の故新垣義志氏

が戦後まもなく考案したものである。右側が門用で、左側が屋敷四隅用であるが、それぞれの呪句の出處は、現宮司の新垣義夫氏によってほぼ明らかにされている。すなわち、まず「奉祝辭」は神道の盜難除の守札において用いられているのを採用したもの。

「奉祝辭」に続く、「吐普加身依美多女」は神道における三種祓の一つ、その左右に記された神の八衢比女神と久那戸（斗）神は道饗祭の祭神、豊磐窓神と櫛盤窓神は門戸の神、盜難除の神である。⁽¹⁾また「寒言神尊利根蛇見」は三種祓の一つで、周易の八卦すなわち坎艮震巽離坤兌乾の字音を取ったもの。「祓比給布」「清米玉布」も三種祓の「祓い賜う」「清め賜う」の意である。

bの護国神社（那覇市）のものは、もともとは木製であったが、十二、三年前に今のようなプラスチック製に替えたという。これを玄関、門、四隅、その他に貼る。

次に寺院のフーフダは、門用と屋敷の四隅用、さらに外便所、井戸、畜舎用があるが、現在行なわれているのはほとんどが前二者である。

そのうち屋敷の四隅用のフーフダは、臨済宗の場合、「東方持国天王」「南方增長天王」「西方広目天王」「北方多聞天王」と、方角と四天王をそれぞれ漢字六文字で記したもの、真言宗の場合は、種字と真言を記したものである。これに対して、門用のフーフダの呪句は表1に見るようによく寺院によってさまざまである。以下、順を追つて見ていくが、cについてはやや詳細な説明が必要である。

「門釘桃符喩急如律令」の桃符とは、中国において正月に門扉や門柱に貼る護符のことで、桃に悪鬼を恐れさせる力があるという道教的民間信仰に基づいて桃の枝を門にかけたり、桃の木を削って人の形にした桃梗を門戸に立てた習慣から転じたものとされる。幅五七寸程度、長さは門柱の高さに適当にあわせた桃板を削り、左右それぞれ四段に仕切った枠の中に、龍虎、文武官人、桃柳、平升三級の図を彩色して描き、それを左右の門柱に貼るわけであるが、こうした桃符は後に春聯の盛行によりしだいに顧みられなくなり、桃符から分出した門神に魔除けとしての役割をも譲るようになる。⁽²⁾このような中国の桃符ないしは門神の習俗は沖縄には結局根づかなかつたが、⁽³⁾桃符を門に釘で打ちつけるという意味の語がフーフダの呪句に用いられているのは、明らかに中国における桃符の機能を意識したものである。喩急如律令は言うまでもなく呪符に見られる常套句である。

魁魁魁魁魁魁尊帝は、魁以下の鬼編の七文字が北斗七星の第一星から第七星までの名前であるから、この呪句は北斗七星尊帝の意である。道教の經典の一つ『太上玄靈北斗本命延生真經』に収められた「北斗呪」の末尾に「魁魁魁魁魁魁尊帝 急々如律令」とあるので、そこには明らかに道教の影響が見られる。

さてこれらの呪句を記したフーフダは、早くから文献に見える。一九二四年（大正十三）に沖縄の建築文化について調査した時の報

告書である伊東忠太氏の『琉球』（東峯書房、一九四二年）には、首里、その他の民家の門にこの種のフーフダが貼られていたとある。

また岩崎卓爾『ひるぎの一葉』（私家版、一九二〇年）や宮良當壯「八重山諸島物語」（一九二一年）にもこの呪句を記したフーフダ（八重山では祈禱札と称す）が存在したことを記している。ただその取り付け箇所について、前者が正門とするのに対し、後者は家の四隅のうちの二隅とするなど、説明が異なっている。しかしいずれにせよ、一九二〇年（大正九）にはこれが八重山地方まで伝播していたのであるから、恐らく首里近辺ではこれ以前から行なわれていたことは間違いない。

なお一九二五年（大正十四）に書かれた宮良當壯「糸満小話」⁽⁵⁾には、糸満の民家の仏壇の前の柱に「×唵久魯陀那吽弱邪氣消除攸」と「×魁勦魁麁麁尊帝」の札が貼りつけられていたとあるから、北斗七星尊帝は紙札にも取り入れられていたことが知られる⁽⁷⁾。

d e f はいずれも同じ系統に属する。とりわけ西来院（那覇市）は第二次大戦で戦災を受け、一九六〇年（昭和三五）に、桃林寺（石垣市）の資料から呪句を写し取りフーフダの発行を再開したという。f はフーフダの大きさに合せて呪句を簡略化したものである。

「應無所住而生其心」は『金剛般若經』に見える句であるが、g はこれと「奉信誦消災吉祥神咒家門安全」を縮めたものとの組み合わせ、または「七難即滅七福即生」との組み合せたものである。

なお瀬名波長宣『八重山小話』（沖縄春秋社、一九七三年）によれば、桃林寺の祈禱札には小門用としてこの種のものもあったようである。

i は、胎藏界大日如来の真言すなわち「ア・ビ・ラ・ウン・ケン」の梵字⁽⁸⁾を書き、その左右に「七難即滅」「七福即生」を書いたものである。真言宗の寺は福泉寺を除いて、ほとんどがこの種のフーフダを門用としているが、四隅用は寺によって異なる。神宮寺（宜野湾市）のものは四天王の種字と真言、臨海寺（那覇市）のものは、中央に金剛界大日如来、右に不動明王？、左に四天王の種字を書き、その下に漢字で四天王、そして終止符の梵字を書く。また聖現寺（那覇市）のものは、四天王の種字を書き、その下にそれぞれ「謹請」の語を冠して四天王を漢字で書いている。⁽⁹⁾ 護国寺（那覇市）のものは、胎藏界大日如来の真言のみである。

j はジクマン（般若心經）と阿弥陀心咒？の左右に「七難即滅」「七福即生」の語を書いたもの、そして不動明王の種字と真言の左右に「令千里内」「七難不起」を書いたものであるが、i に見える他の真言宗のフーフダと異なっているのは、本尊が不動明王であることによる（写真⑦）。

「七難即滅、七福即生」は、『仁王般若波羅密經』受持品に、「般若波羅密經を講読すれば七難即ち滅し、七福即ち生じる」とあるが、一六八四年（貞享元）成立の『邪児呪禁法則』には「七難即滅七福即生寿命長遠急如律令」と見え、静岡県の道場田遺跡の呪符木簡に

(表1) 沖縄のフーフダ一覧 (寺社)

沖縄の呪符木簡について

k	j	i	h	
・ × 七 福 即 生 急 々 如 律 令	・ ★ 七 難 不 起 令 千 里 内	・ 七 難 即 滅 七 福 即 生	・ 七 難 即 滅 七 福 即 生	・ × 應 無 所 住 而 生 其 心 ・ × 七 難 即 滅 七 福 即 生
道 心 寺 (修驗本宗／ 豊見城村)	真 徳 寺 (真言宗／ 那覇市)	聖 現 寺 (真言宗／ 那覇市)	護 國 寺 (真言宗／ 那覇市)	神 宮 寺 (真言宗／ 宜野湾市)
ア	ア	ア	イ	ア
横 縦 二 三 ・ 六 セ ン チ	横 縦 二 七 ・ 〇 セ ン チ	横 縦 二 四 ・ 〇 セ ン チ	横 縦 二 五 ・ 四 セ ン チ	横 縦 二 九 ・ 九 セ ン チ
横 縦 三 ・ 三 セ ン チ	横 縦 四 ・ 五 セ ン チ	横 縦 四 ・ 五 セ ン チ	横 縦 三 ・ 三 セ ン チ	横 縦 三 ・ 三 セ ン チ
伊平屋島 糸満市・ 豊見城村	那覇市・ 浦添市	栗園島	久米島・ 渡嘉敷島	宜野湾市・ 具志頭村
平良市・ 那覇市・ 多良間島	沖縄市・ 具志川市・ 宜野湾市	那覇市・ 浦添市・ 糸満市・ 西原町・ 具志頭村	糸満市・ 那覇市・ 浦添市・ 西原町・ 具志頭村	与那原町・ 西原町・ 久高島

※四隅用のみ		常幸寺	縦二四・五セント	浦添市・西原町
m	n	住職資格者	横四・八セント	
・神力演大光普照無際土	（浄土宗／浦添市）	ア	縦二七・〇セント	平良市
・消除三苦冥広濟衆厄難	（浄土宗／平良市）	ウ	横四・〇セント	
・×利劍即阿弥陀名号一唱正念魔皆除去守	八重山本願寺	縦二六・〇セント	石垣市・竹富町（黒島）	
・×光明遍照十方世界念佛衆生攝取不捨守	（真宗／石垣市）	横三・八セント		

注(1)

(2) フーフダは数年毎に作り替えられるが、その年によって形態や寸法および呪句の記載の仕方が異なる場合がある。

もこれが呪句として用いられている。

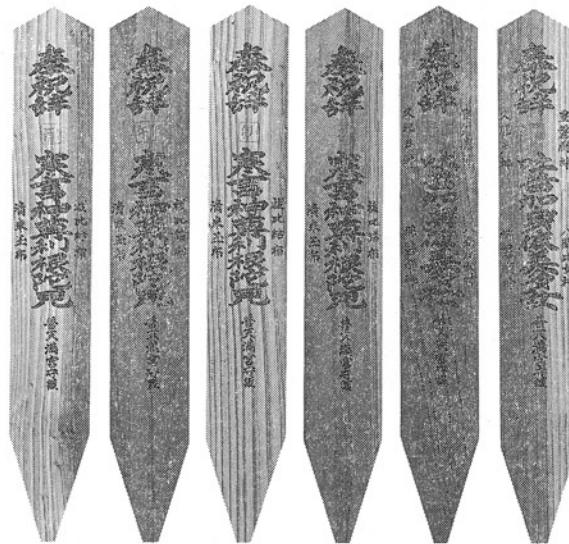
一方の「令千里内、七難不起」は、一九三一年（昭和6）に書かれた真境名安興「沖縄教育史要」（全集）二所収、琉球新報社、一九九三年に、「令千里内、七難不起」などといふ神符が門戸に貼りつけられたことが往々見受けられるであろう」とあるように、昭和の初め頃のフーフダにすでに見えている。なお沖縄本島北部の国頭村奥間にはパンの梵字の右に「令千里内」左に「七難不起」を刻んだ石碑がある。

kのフーフダの呪句は、一八九七年（明治30）生れの田場天龍氏^{たっぽ}が大正頃に考案したものである。特に「妖怪消滅」の語は、旧暦八月八日～十一日頃、沖縄各地において大正時代から昭和の前期頃まで行なわれていた「ヨーカビー」という悪霊払いの行事を念頭において考案されたもののようにある。ヨーカビーとは妖怪日の字が含まれるように、その日は悪霊や妖怪が飛び交い、火の玉が上がる

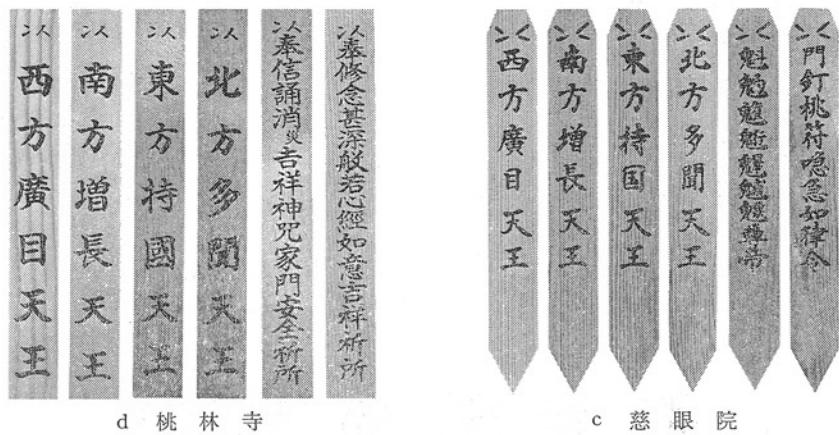
という（写真⑨）。

1は現在浄土宗の寺が発行している唯一のフーフダであるが、屋敷の四隅用のみで、それには×も方角名もなく四天王のみ記す。

mは宮古島で農園を経営する傍ら浄土宗の布教にあたっておられる奥浜善弘氏（一九三八年（昭和13）生れ）が、住職の資格を取得した一九八二年（昭和57）に考案したもので、呪句の典拠は『觀無量寿

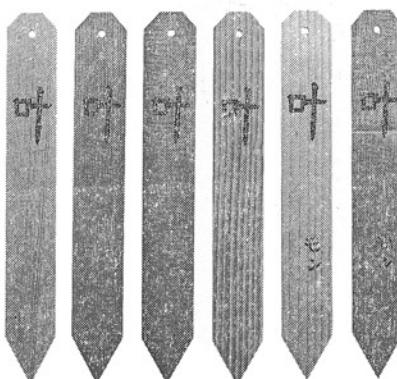


a 普天間宮（裏面に左から順に「にし」「みなみ」「ひがし」「きた」「もん」「もん」の印あり）



d 桃林寺

c 慈眼院



e 西来院（裏）



e 西来院（表）



f 万松院

g 安国寺



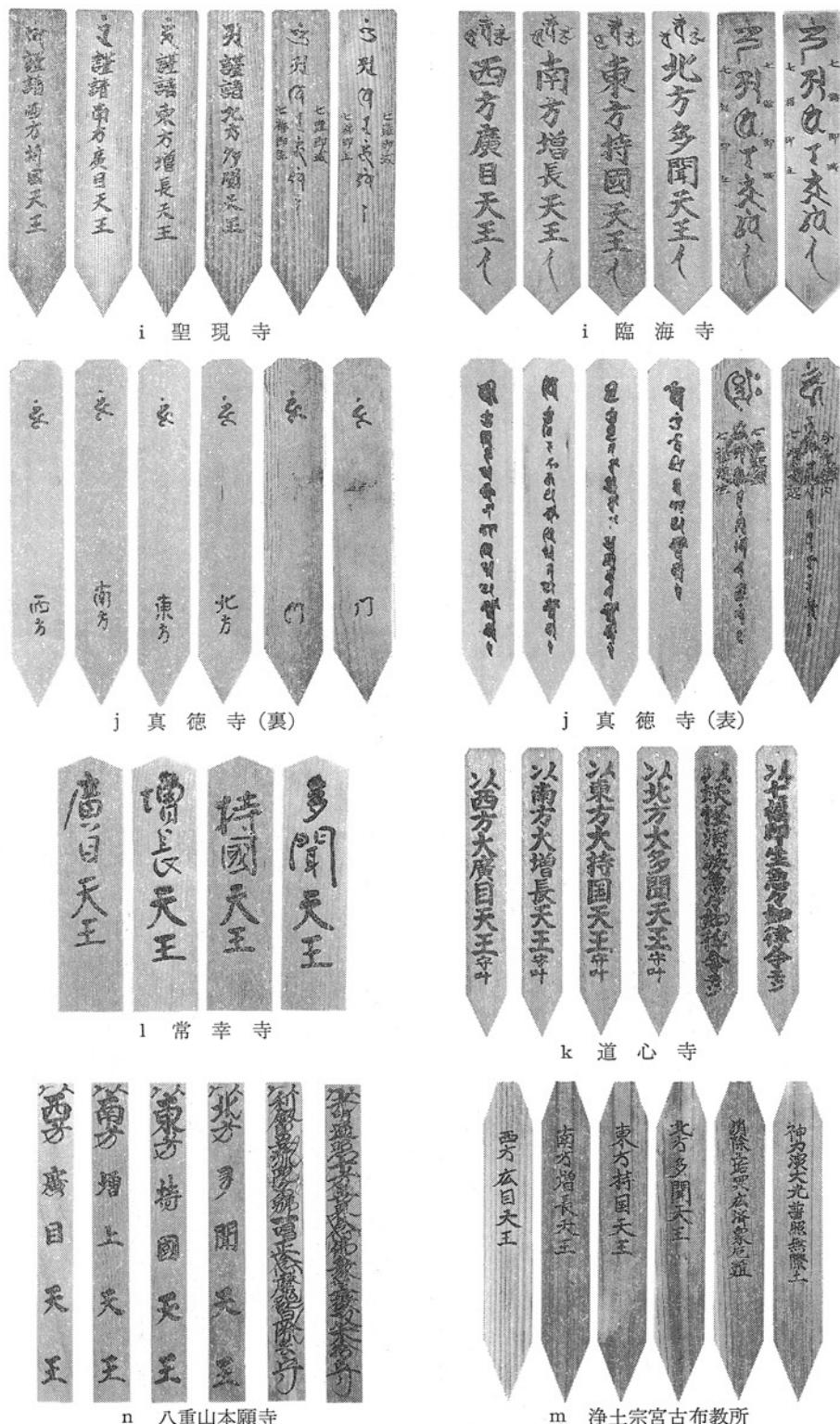
h 祥雲寺(裏)

h 祥雲寺(表)



i 神宮寺

沖縄の呪符木簡について



経『普濟偈』である。個人的に依頼される場合に限り発行しているようである。

これは一九二四年（大正二年）に開設された八重山本願寺布教所が発行している祈禱札であるが、県内の浄土真宗系の寺では唯一の例である。呪句は『大無量寿經』から採ったものである。形態が短冊形なのは桃林寺に倣ったためであろうが、独特な字体と、四隅用の東方・西方・南方・北方の文字を四天王と若干離して書くなどの特徴が見られる（写真⑩）。

2 個人作製のフーフダ

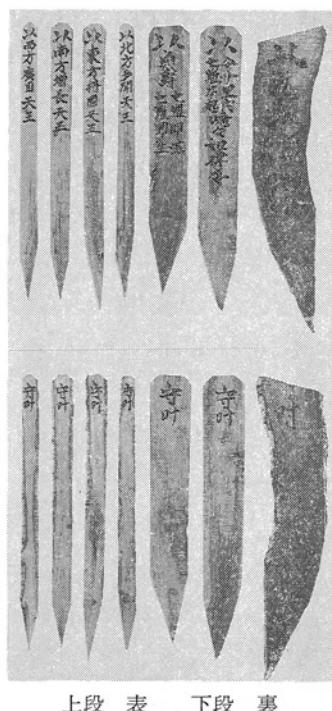
①久米島の例

具志川村仲泊の「吉浜家文書」（沖縄県立博物館蔵）の中に、日の吉凶や占い・呪符を書写したものがある。目次もなく、書写した用紙に適当な表紙と表紙カバーを付けて仕立てた無題の一冊の本である。その中に「守符法」として次のようなフーフダの呪句が見える。

×東方持國明王
×南方增長明王
×西方廣目明王
×北方多聞明王
×鳥芻沙麻明王
×貞壽七難即滅
（門左）

これを書写したのは一八八五年（明治十八年）生れの吉浜智改氏であるが、いつ、何から写したもののかは全く不明である。ただ、この本の最初の頁には、一月から十二月の別名、五節句、各種の祭りの月などがメモされているが、その傍らに青ペンで「戊午年韓国亀城ニテ」と書かれている。

智改氏は、一九〇五年（明治三十八年）に兵役に服し、一九〇七年に韓国憲兵隊の予後備役憲兵（下士上等兵）の募集に応じ朝鮮へ渡っている。一九一〇年、韓国併合および朝鮮総督府設置を前にして憲兵警察制度が設けられると、彼は陸軍憲兵軍曹から朝鮮総督府警部となり、七ヶ年勤務した後、一九一四年（大正二年）に帰国している。そして、一九一六年（大正五年）に妻子を連れて「鉱業に従事」するため



×七難不起隱々如律令（門右）
×壬癸坎拔（火神）

再び朝鮮へ渡り、平安北道亀城で生活を始めるが、一九一九年（大正八年）の三・一運動に遭遇し帰郷。その後は具志川村長を勤めるなどして一九五八年（昭和三十三）に七十三歳で死去している。

こうした彼の履歴を見ると、一九一八年（大正七年）には確かに韓国に滞在している。

「韓国亀城ニテ」というのが本冊子の内容すべてにかかり、韓国亀城に伝わる資料を書写した意味だとすると、「守符法」が当時韓国で行なわれていた可能性も出てくるが、韓国に沖縄のフーフダと同じ習俗があったという報告は寡聞にして知らない。したがって

「韓国亀城ニテ」というのはその頁に記された知識についての注記であって、必ずしもフーフダの伝播ルートを示唆するものとはならないと今のところ考へていている。

ところで、同村嘉手丸の「大田家文書」にはこれとは別のフーフダの呪句が見える。四隅用と便所用は省略するが、「新屋敷ニ適用ス」ものとして次のような呪句が記されている（写真⑩）。

×奉修念甚深般若心經如意吉祥攸
×奉信誦消災吉神呪家門安念祈攸
×唵久魯院那吽弱邪氣消除攸

この文書の表紙には書写年を示す「大正五年」の記載があるが、所有者の大田喜代一氏は、父の喜信氏が吉浜家の文書から写したものであろうと話しておられる。「大正五年」は兵役を終え韓国から

久米島に帰った吉浜智改氏が、再び朝鮮へ渡航する年である。

ところで、この呪句は表1のdと同じと見てよいが、西来院の現住職の話によれば、大正初年に死去した先々代の住職が使用していだ呪句の版本が戦前まであり、その呪句は現在のものとほとんど同じであったという。もしそうであるとすれば、この種のフーフダは明治の頃からあり、その知識が大正初年に那覇から久米島に伝わり、吉浜智改氏がそれを書き留めていたとしても不思議ではない。現在、その資料は残っていないが、大田喜信氏の書写後、何らかの理由で紛失してしまったことも考えられる。

なお同じフーフダの呪句が『儀間部落誌』（一九七一年）にも見え、隣の仲里村へも「吉浜家文書」の写しが伝わっていた可能性がある。

②多良間島の例

宮古の多良間島では「屋敷ダミ（留）」といつて、家を新築してから三年目の年に屋敷のお祓いをするが、その時次のような呪句を書いたフーフダを立てる。

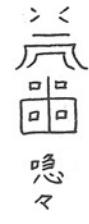
（門）×奉祈念清太吉祝邪氣退散所（庭から道路に向かって右側）
（門）×奉信誦摩訶般若心經家門安全（庭から道路に向かって左側）

現在でも適当の長さに切った長方形の板にマジックインクで書かれたフーフダやその跡がところどころに見える。かつてはモクタチバナやフクギ・ヤラブの木を削って書き、それを子（北）→寅（東方）→午（南）→申（西方）の順に四隅、その後、便所・豚舎→門

(子の方角)



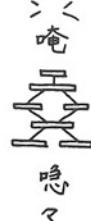
(午の方角)



(申の方角)



(寅の方角)



(馬舎)



(牛舎)



↓畜舎の順に、台風でも倒れないくらいの深さまで打ちつけたとい
う。

最近でも「屋敷ダミ」を行なった家があり、そこに一八九九年
(明治三二) 生れの垣花常嘉氏が書いたフレーフダが立てられていた
(写真⑫)。

氏は一九七七年(昭和五二)に呪句を習い受けたようで、現在、依

(便所・豚舎)



(馬舎)



(牛舎)



(便所・豚舎)



(馬舎)



(牛舎)



(便所・豚舎)



(馬舎)



(牛舎)



(便所・豚舎)



(馬舎)



(牛舎)



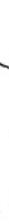
(便所・豚舎)



(馬舎)



(牛舎)



(便所・豚舎)



(馬舎)



(牛舎)



(便所・豚舎)



(馬舎)



(牛舎)



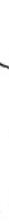
(便所・豚舎)



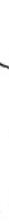
(馬舎)



(牛舎)



(便所・豚舎)



(馬舎)



(牛舎)



(便所・豚舎)



(馬舎)



(牛舎)



(便所・豚舎)



(馬舎)



(牛舎)



(便所・豚舎)



(馬舎)



(牛舎)



(便所・豚舎)



(馬舎)



(牛舎)



(便所・豚舎)



(馬舎)



(牛舎)



(便所・豚舎)



(馬舎)



(牛舎)



(便所・豚舎)



(馬舎)



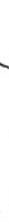
(牛舎)



(便所・豚舎)



(馬舎)



(牛舎)



(便所・豚舎)



(馬舎)



(牛舎)



(便所・豚舎)



(馬舎)



(牛舎)



(便所・豚舎)



(馬舎)



(牛舎)



(便所・豚舎)



(馬舎)



(牛舎)



(便所・豚舎)



(馬舎)



(牛舎)



(便所・豚舎)



(馬舎)



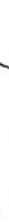
(牛舎)



(便所・豚舎)



(馬舎)



(牛舎)



(便所・豚舎)



(馬舎)



(牛舎)



(便所・豚舎)



(馬舎)



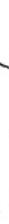
(牛舎)



(便所・豚舎)



(馬舎)



(牛舎)



(便所・豚舎)



(馬舎)



(牛舎)



(便所・豚舎)



(馬舎)



(牛舎)



(便所・豚舎)



(馬舎)



(牛舎)



(便所・豚舎)



(馬舎)



(牛舎)



(便所・豚舎)



(馬舎)



(牛舎)



(便所・豚舎)



(馬舎)



(牛舎)



(便所・豚舎)



(馬舎)



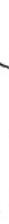
(牛舎)



(便所・豚舎)



(馬舎)



(牛舎)



(便所・豚舎)



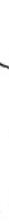
(馬舎)



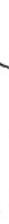
(牛舎)



(便所・豚舎)



(馬舎)



(牛舎)



(便所・豚舎)



(馬舎)



(牛舎)



(便所・豚舎)



(

「家内記録」という文書がある。戦後の物資不足の中、米軍のメリケン粉袋を利用して書かれていることから文書の成立年代はおおよそ推定されるが、その中に「屋敷ノ算面ノ札」として次のような呪句が記されている。

×東方持国天王（卯ノ方） ×西方広目天王（酉ノ方）
×南方增長天王（午ノ方） ×北方多聞天王（子ノ方）

算面の札を立てるることを受け継いできたが、屋敷算面の札は数年前から中断しているという。⁽¹²⁾
④嘉手納町水釜の例

一八九二年（明治二五）生れの故奥間盛義氏の手帳の中に見えるもので、屋敷四隅用の呪句は他と同様であるが、門用は次のような呪句である。

×南無參大日如來（家中中央）

×天地五神無難無病惡病疾病無（門ノ上）

×安住所居黒星經歲去惡風除（門ノ下）

×南無不動在叱喚急（不動様）

×仁事義知信（牛馬ノ前）

以上ノ札裏ニハ「×喚急如律令」ト書ク可シ

「屋敷ノ算面」とは屋敷御願の意味で、「門の上」とは外から庭に向かって右、下は左である。「家の中央」とは、いわゆるナカジンと呼ばれる場所で、「不動様」とは便所の神のことである。

上間民氏（一九二五年（大正十四年）生れ）の話によれば、上間家に嫁いできた一九四六年（昭和二二）には、「家内記録」を書いた姑の上間源栄氏が毎年旧暦の二月と八月の屋敷御願の日に、桑の木で作ったフレーフダを立てていたというから、上間家のフレーフタが少なくとも戦前に遡ることは確実である。

上間家では、源栄氏没後も家内行事として、ハブ除けの札と屋敷

⑤その他

琉球大学附属図書館蔵『風水ト易関係資料』の中に、甲子歳（一

九二四年(大正十三年)に書写された「憲書吉日擇撰日」という文書

がある。主にものごとの吉凶を記したものであるが、それにもフーフダのことが見える。すなわち「屋敷留願之符札」として、

×諸願亥子丑北方土地正神君所安矣

×諸願寅卯辰東方土地正神君所安矣

×諸願巳午未南方土地正神君所安矣

×諸願申酉戌西方土地正神君所安矣

とある。これは他に例を見ないものであるが、屋敷の四隅に立てられるものであろうか。また同じ箇所に、次のような現在臨濟宗の寺院が発行しているものと同じ呪句が見える。

×東方持国天王

×南方增長天王

×西方廣目天王

×北方多聞天王

×鳥籬沙摩明王(但シ廁屋ノ符)

×門釘桃符急如律令

×魁勅魑魅魍魎尊帝

この他にも、「家作之時梁下貼札」、「火神ノ符札」、「惡風除ノ符札」、「掛り者除符」等が記されている。

3 フーフダの取り替え時期

フーフダは原則として年一回、屋敷御願の時に取り替えられる。⁽¹⁴⁾ 屋敷御願は、屋敷の神々に対しても内安全と家族の健康を祈願す

る年中行事である。⁽¹⁵⁾ 沖縄では、屋敷内の至るところに神が存在する

と考えられており、屋敷御願では、そうした屋敷内のすべての神を拝むのである。その順序はまちまちで特に決まっていないが、一例

を挙げれば、火の神、ホール(便所)、ナカジン(家の全面の中央部)、屋敷の四隅、門、井戸などを順々に拝む。それを行なう人はだいたいがその家の主婦で、不慣れな場合は経験豊かな女性に依頼することもある。但し、沖縄本島北部ではかつては男性が行なっていたという。屋敷御願は、普通、年二回、旧暦の二月と八月に行なわれるが、また必要に応じて、例えば家を新築する時、屋敷内の木を切り倒す時、あるいは家族に死人・病人が出た時、その他さまざま

な不吉の予兆があつた時など、臨時に行なわれることもある。こうした屋敷御願のうち、一般的には、旧暦八月の屋敷御願の日に、一連の祈願を済ませた後、取り替えるのである。

なぜ八月の屋敷御願の時かは必ずしも明らかではないが、参考になるのは宮城真治氏の「古代沖縄の正月は陰暦八月であった」という論文⁽¹⁶⁾である。氏はその中で、柴差しにサンを挿し邪氣を払うというものは本土の鬼遣いの習俗と同じであること、またフィリッピンの正月が沖縄の柴差しの行事に酷似していること、さらに沖縄本島各地の柴差しに関わるさまざまな習俗等から、沖縄における柴差しはもと年末の祭で、それを境にして年があらたまるという認識があつたことを論じておられる。もつとも宮古・八重山地方には柴差しは

なく、八月十五夜前後の己亥に節（シツまたはシチ）という行事があるが、その日は、早朝に井戸から若水（シディミジ）を汲み、そ

れで顔や手足や身体を洗い清めたり、家の内外を清掃する。また夜になると子供たちは爆竹を鳴らしたり、小高い所にのぼって妖怪を見る遊びをする。こうした宮古・八重山地方のシチは、サンを挿す習俗はないものの、基本的には沖縄本島の柴差しと同じである。⁽¹⁷⁾ 小野重朗氏によれば、初めはシチの行事があり、柴差しはそれに後から加わったが、沖縄本島では古い部分のシチが消滅し、新しい柴差しだけが残ったとされる。⁽¹⁸⁾

このように、かつての正月が旧暦八月であったとすると、屋敷御願にファーフダを立てるのは、本来正月儀礼の一つであった可能性もある。

以上見てきたように、沖縄のファーフダが、その形態・機能からしても呪符木簡の範疇で捉えるべきものであることは理解できるであろう。したがって、沖縄で実際に機能しているファーフダの事例は、日本古代・中世遺跡からの出土資料が多い呪符木簡の、当時の存在形態を知る上できわめて重要な示唆を与えるものである。

ところで、ファーフダがいつ頃どこから伝播し、沖縄社会に流布するようになったかは全く不明である。こうした問題は、ファーフダの

みを取り上げても解決できるものではなく、沖縄の呪符全体の中で考えなければならない。そこで、現存するそれ以外の呪符の例も見

てみることにしたい。

二 沖縄のその他の呪符

①新造墓の祈禱礼および「墓中符」

八重山・宮古では、新造した墓の門の左右と四方の角に、次のように呪句を書いた祈禱礼を貼る（写真⑬）。

（門）

「×靈光分明輝大千」

「×鬼神何處着手脚」

（四方）

「×東方大円鏡智」「×西方妙觀察智」

「×南方平等性智」「×北方成所作智」

これは石垣市の桃林寺および平良市の祥雲寺が発行しているものであるが、⁽¹⁹⁾ このうち門用の呪句は、与那国島の「西銘家文書」（西銘行雄氏蔵）に「易産ノ札守符」として見える「靈光分明輝大千鬼神何處着手脚」と同じで、墓の門と母体の産道との関係を示唆したものとして興味深い。また四方用のものは、金剛界の四仏の位置を表わしており、四方の塔婆の書式に用いられる。

なお新造墓には、墓中にも呪符を入れる。桃林寺の符は次のようないものである（写真⑭）。

奉誦大悲円滿無碍神咒墓中鎮靜祈攸

こうした墓の護符の存在は、岩崎卓爾『ひるぎの一葉』に、屋敷の祈禱礼の後に「廁、墓所ノ呪符ハ略ス」とあるので、少なくとも大正期までは遡るが、墓の四方に木札を貼るのは宮古・八重山だけで、沖縄本島やその周辺離島には全く見られない。

しかし、墓中に入れる呪符は、寺社のものとは異なつたものが沖縄各地に伝わつてゐる。

例えば『平良市史』七巻資料編5（民俗・歌謡）には、巫者が用いる墓地の守り札として、「禁入百才」と書いたものを墓地の入口および正面入口に置く例が紹介されているが、最も多く確認されるのは中国の道教系のものである。

石垣市の兼本長宗氏が所蔵しておられる文書に、一九一八年（大正七）に風水書の一部を書写した「象吉大通書」というものがあるが、その中に書かれている符籙を掲げよう。

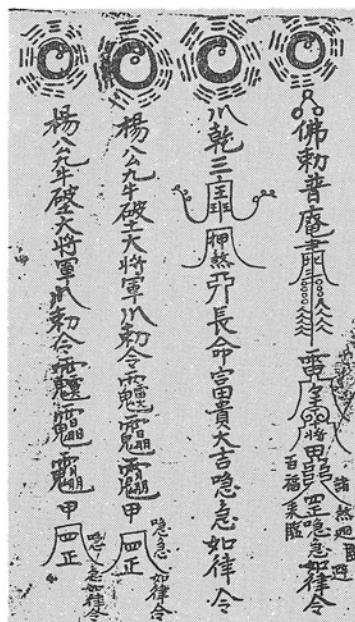
これには「檜木板 高サ三寸五分、巾四寸、根空ヲ定メ表裏ニ書
写、新作墓ニ入置。遺骨ヲ移スベシ」という付記があるが、それは
縦三寸五分、横四寸の檜木（イヌマキ）の板に、根空（地元の方言
で、ニー・スラ。すなわち木の根元部分と先の部分）をよく見定
めて、表裏に書き、新作の墓中に入れ置くこと、その際、遺骨を他
の場所に移すことを説いたものである。

窪氏⁽²²⁾および平敷令治氏によれば、この種の符は『堪輿辞典』に見え、中国では配偶者が死んだ場合、重喪を避けるための符として用いられているが、沖縄の場合は、重喪の関係よりも、どちらかというと子孫の長命富貴を願う呪符として受容されているという。

ところで、実物は今のところ確認されないが、同じく墓中に入れる呪符としてこれとは別のものが存在した。一九〇九年（明治四二）

書写の「擇日墓造安葬年月日時」(『風水ト易関係資料』(前掲) 四)

には、「新造墓之時墓内へ入札」として、長さ一尺三寸、幅一寸五分位の大きさの櫻木板に次のような符籙を記すとある。



八乾三壬
庚午
急急如律令

庚午
急急如律令

(表)

八勅令
庚午
急急如律令

(裏)

〔墓内の後方の左右の角に立てる符〕(「吉浜家文書」では「内角」に立てるとある)



(表)

符
九天玄君
楊公九牛
破土大將軍
急急如律令
(朱書)

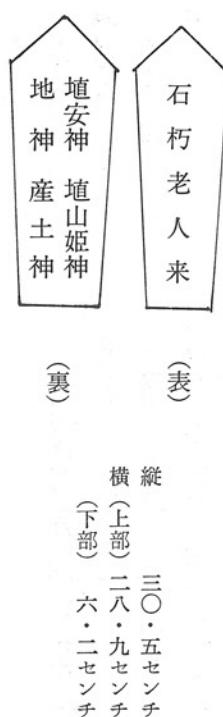
(裏)

そして前掲の呪符は、墓内の後方中央に立てるのである。

一方、普天間宮でも、墓の竣工の際のお祓いを依頼された時、次のような木札を墓中の奥の壁に立てさせてている。これも前宮司の故誌」には、前掲の呪符とともに墓中内における安置場所が具体的に記されている。それがどの程度、確実性の高いものであるかはわからぬが、とりあえず、それをもとに久米島に伝わる同種の呪符を

掲げると次のようになる。

〔墓内の前方の左右の角に立てる符〕(「吉浜家文書」では「外表」に立てるとある)



新垣義志氏の考案によるという。

②棟札

沖縄では家の棟上げの際、棟木の表に「天官賜福紫微鑾駕」または「福如東海広」の文字を直接書いたり、あるいは紙や板にそれを書いて棟木に貼りつける。明らかに道教的な除災招福の呪符であるが、これについては窪徳忠氏の詳細な研究がある。⁽²⁴⁾

ただ、棟上げの際には紫微鑾駕のみが書かれるわけではない。桃林寺の本殿とその管轄下にある富崎観音堂の拜殿の棟木には「三界萬靈十方聖至」の文字が書かれている。また竹富島の上勢頭芳徳氏の話によれば、民家の棟木に「天之時地之利人之和」と書かれたものがあったという。普天間宮の棟札の場合、表は、中央に「奉鎮祭」の文字と家主、その右に手置帆負神と屋船久久遅神、左に屋船豊宇氣姫神と彦狹知神、裏は、中央に年月日と「上棟祭」の文字、その右に家主と斎主、左に設計管理および施工会社名が書かれている。

③石敢當

T字路の突き当たりなどに見られる石敢當は、現在沖縄では最もボビュラーな呪符である。⁽²⁵⁾ 大半は石製であるが、木製のものもあり、昭和の初めの頃にはそれも案外目に見えたらしい。

なお奄美地方に、石敢當の字と九字の記号を板に墨書きまたは陰刻した例があることを窪徳忠氏が紹介しておられる。⁽²⁶⁾

④石製呪符

木簡とは関係ないが、フーフダの伝播の問題とも関わるため、石製の呪符の例も一、三取り上げることにしたい。

まずは沖縄市の諸見小学校体育館裏の道路脇に、一九一〇年(大正九年)七月十三日に立てられた、高さ約七十四センチ、周囲の一番長いところで一メートル十一センチもある石製呪符である(写真⑯)。

この符は『鎮宅靈符縁起集説』の鎮宅靈符七十二道の中に、「凶キ靈鬼、又惡キ邪氣ノ靈鬼ヲ厭除ク靈符ナリ」として見えているものと同一で、神宮館発行の『神道真言 妙術秘法大全』にも掲載されている。

次に、同市の民家の庭にも石製呪符がある(写真⑯)。

この符は、「子安(安産)の符」の急急如律令の文字の部分を省略したものである。なお「子安の符」は『邪児呪禁法則』や『永代大雜書万曆大成』の他、沖縄では嘉手納町の故奥間盛義氏の手帳、与那国島の「西銘家文書」、石垣市の「新本家文書」(八重山博物館蔵)に見える。

また勝連町南風原(はえばる)の民家の庭には「線刻石柱」がある(写真⑯)。

西隣の屋敷との境界をなす石垣の中から出てきたというが、上部は欠落して行方は不明。下半部の二面に文字が刻まれている。一面の右下に刻まれたイ点・梵字・九字記号・五行押点の組み合わせが『邪児呪禁法則』および『永代大雜書万曆大成』に「塞の方へ行つ

ても祟りなき符」の封の裏に書かれるものと類似していることや、刻まれた梵字の中には「金神方達の符」に記されているものに似たものが含まれていることなどから、方災除けに関する呪符の類と思われる。

与那城町の民家の石垣にも、この石柱に見られる梵字を含む四文字の梵字を彫り込んだものがある。

以上、沖縄におけるフーフダ以外の呪符について見てきたが、紫微鑾駕や石敢當、それにいわゆる墓中符の一部は明らかに中国から伝播したものである。しかし、本土の呪符との関連が認められるものも少なからず存在することが確認されるであろう。

恐らくこれらの石製呪符は沖縄で作製されたものであるから、その知識を有した者がおり、彼等は何らかの参考資料を所持していたはずである。したがって各地に現存する「呪符集」的な資料、さらには呪符の存在を示すさまざまな記録類を調べることによって、沖縄における呪符の伝播時期や経路等をより具体的に把握しておくことも、フレーフダの問題を解明する上で重要である。そこで章をあらためて、文献に現われる呪符を時代を追って見ていくことにしたい。

正統四年の書簡は、尚巴志の死後、王位を継いだ尚忠と懷機のために再び符籙を請うたものであるが、この書簡の発送を疑問視するむきもあり、したがって、符籙が実際に下賜されたかどうかはわからない。

三 文献史料に見る沖縄の呪符

1呪符の初見

沖縄に初めて呪符が伝わったのは、史料的に確認される限りでは十五世紀に入ってからである。『歴代宝案』卷四三には、尚巴志の時代、当時の国相懷機が童虎山にある道教教団天師道の府にあてた書簡が収められている。⁽³⁰⁾それによると、正統元年（一四三六）の書簡で、尚巴志と懷機自身に詰録を賜るように請願しているが、同三年の書簡は、「琉球国王相懷、天師府大人座前に端肅奉書す。機、正統三年夏の間、符籙の賜下を奉承してより云々」と、符籙を賜ったことに対する礼を述べており、同四年の書簡でも、「琉球国王相府王懷機、天師府大人座前（に端肅奉書す）、深く恩を蒙るを感じり、前に符籙已に受けたるも云々」とあることからして、正統三年夏の間に天師府から尚巴志と懷機のために符籙が下賜されたことは確実である。

懷機自身がそもそも中国人であり、こうした発想は、琉球に渡来する以前に彼の中国における習慣から出たものであつたと思われるから、懷機が国相をやめてからは恐らくこのような公的な符籤の申請は行なわれなくなつたのであろう。⁽³¹⁾

2 沖繩の呪符史料

①急々如律令の初見

一六〇三年（慶長八）に琉球に渡来し三年間滞在した浄土宗の僧袋中の著書に、琉球の知識人が書いた二十八通の手紙文からなる『琉球往来』⁽³²⁾というものがあるが、その中に「急々如律令」の語が初めて登場する。

火伏事

右、就_ニ御殿造畢、致_ニ災害不生之祈禱。捧_ニ隨時火滅之配帙_ニ者也。急々如律令

月 日

隠主甲

ここでの「急々如律令」はもちろん呪符としてのそれではなく、同史料の「御祈禱事」に見える「仍執達如件」と同様、書き留め文言として用いられているが、こうした用語の伝来の背景に、急急如律令の呪符の存在を想定することはできないであろうか。

②編纂史料に見える呪符

尚敬の冊封副使として来琉した徐葆光の使録『中山伝信録』（一七

二一年）には、

国ニ道士ナシ。釈ニ臨濟宗真言教ノ二種アリ。臨濟宗ハ禪門トシ、礼誦ノ外多ク詩ヲ為ルヲ学ブ。真言教ハ人ノ為ニ祈禱シ、符呪ヲ書ス。正五九月ニ尤モ多ク福ヲ祈ル。（以下略）

とあり、真言宗の僧侶が祈禱を行ない呪符を書いていたことが記されている。また一七一三年（康熙五二年）成立の『琉球國由來記』⁽³⁴⁾卷一によれば、正月十一日から十三日までの三日間の御祈禱の日に、円覺寺・天王寺・天界寺の三カ寺で懺法、三十三座で修法を行なうが、この時配帙と札を献上するところ。この札も僧侶によって書かれた呪符であったことは推測に難くない。「御札者如_レ例、可_レ打_ニ御門御門」⁽³⁵⁾とあるので、この札は木製であったと思われ、十八世紀初頭にすでに木札が確実に存在したことを物語る。

また『球陽』⁽³⁶⁾附卷一によれば、臨濟宗の僧侶も呪符を書いていた。その僧侶の法号は南陽紹弘禪といい、北谷間切玉寄村に生れ、十三歳で出家し、十九歳の時に本土に渡り奥州松島の瑞岩寺で修道すること四年。妙心寺の関山国師の正法を慕い嶺南大天法鑑禪師に拝謁し、修法後は帰国して建善寺の住僧となる。数年間住持したが、世俗を嫌つて遂に北谷の玉寄村に隠居すること数十年、北谷長老として村人から尊敬され、一六五二年（承応元年）に没している。彼は隠居中、坐したまま一言も語らずにいたが、病の人から符を求められればそれを施し救済し、また田に虫災があった時には符を施しこ

れを除いたという。

これによる限り、十七世紀の半ば頃にはすでに病氣の呪符に関する知識が民間の人々の間に広まっていたことになるが、あくまで伝記の一節だけに信憑性の程は明らかではない。

③琉球王国時代の呪符資料

王国時代の呪符に関する資料としては、管見の限り、八重山博物館所蔵の「石垣家文書」に、「宝永四年」（一七〇七年）の年号のある密教系の秘伝の呪文が最も古いが、乾隆年間のものが比較的多く残っている。

まず「石垣家文書」に、乾隆十九年（一七五四年）二月付で、三司官から御物奉行に対して、民間において用いられている療法の中に重宝だと思われるものがあるので、それを検者をして百姓中に尋ねさせ、詳細な報告をするように命じた文書がある。ちなみに王府が重宝と認めたものの一つは、次のような平産の呪符で、これを小紙に書き、その包紙の表に御守、裏の封した箇所に安の字を書く。³⁶⁾

鬼鬼女
女子成就

また沖縄県立博物館には、「楊氏医方類聚」（仮題）という病氣の处方について記した文書がある。その湿氣の項に「乾隆二十年寅年、漂着人姚垣順より伝」とあるので、乾隆二〇年（一七五五年）頃の成

立であることがほぼ知られるが、その中に科学的な処方に混じって二例だけ呪術的療法が記されている。その一つは、魚の骨など喉にかかった時のもので、茶碗に水を入れ、それに楊木などで次のようにものを書いて飲めば落ちるとある。³⁷⁾

水

もう一つは、歯痛の時のもので、「齧」の字を書いた紙を七つに折って痛い歯でそれを咬めば治るとある。

さらに、与那国島の西銘家に代々伝わる文書群のうちの三冊には、次のような呪符が少なくとも二五〇以上に見える。

I ①イヤ（胞衣）下リザルニ呑符、②疫病用符、③重病用符、④易産ノ札守符、⑤欠食ノ時用符、⑥女長血ノ時呑符、⑦急病ノ時用符、⑧大小便不出時ノ符、⑨種物符、⑩カサノ符、⑪男女目病ニ呑符、⑫万長病ニ用符、⑬オコリノ符、⑭虫病ノ符、⑮腸病ノ符、⑯災難ニ逢符、⑰寿命延符、⑱塞ノ方行時符、⑲夫婦和合スル符、⑳合戦ニ向フ時ノ符、㉑合戦逢時ノ符、㉒沙汰ニ勝符、㉓勝負ニ勝符、㉔乳出デザル時呑符、㉕呪詛ノ符、㉖女呪詛シタル時呑符、㉗呪詛放ス符、㉘呪詛逢時守符、㉙平産ノ守符、㉚悪靈沈ル符、㉛子（腹内）死タル時呑符、㉜子安下ラザル時呑符、㉝子安ノ符、㉞童夜泣スル時呑符、㉞小産スル符、㉞産前同復ニ呑符、㉞厄病ノ時四角ニ立ソ札、㉞氣煩之時

呑符、³⁹腸ノハレタル時呑符、⁴⁰物狂ニ呑符、⁴¹狂亂ノ時用符、⁴²家内光リ物スル時用符、⁴³身ハル時呑符、⁴⁴田畠虫□□思ハル符、⁴⁵万ニ叶符、⁴⁶愛敬ノ符、⁴⁷男女保符、⁴⁸女相敬ノ符、⁴⁹腹白血下ス時丸テ呑ス符、⁵⁰赤血下時丸テ呑ス符、⁵¹ヨキ男女ニスト思時符、⁵²万人カヤカル符、⁵³相合スト思時符、⁵⁴男女相合札モ香ミテモ吉符、⁵⁵夫婦和合ノ符、⁵⁶馬ノ符、⁵⁷牛ノ符、⁵⁸下人走時ノ符、⁵⁹息ヒキツツラヘニ用符、⁶⁰カラスノ鳴時ノ符、⁶¹カラスノ内ニ入タル時ノ符、⁶²盜人物取ラル、時ノ札、⁶³盜人不来札、⁶⁴物申上叶符、⁶⁵童子夜鳴スル時呑ス符、⁶⁶噫々病時呑符、⁶⁷病持家ノ四方ニ押符、⁶⁸胸病ノ時呑吉符、⁶⁹水ノ符、⁷⁰蛇ニ□タル時呑符、⁷¹腰病呑符、⁷²虫ニ呑符、⁷³夜病ニ呑符、⁷⁴ヲクリノ符、⁷⁵女ノ目病ニ呑符、⁷⁶不食ニ呑符、⁷⁷腹固マリ・尻固マリニ呑符、⁷⁸盜人ニ逢時身ニハク符、⁷⁹山□□ニ逢ワノ符、⁸⁰田ニ虫付ク時立符、⁸¹五穀豐饒□、⁸²馬牛ノ□符、⁸³人ニ呑ス符、⁸⁴魔ノ符、⁸⁵道切ノ符、⁸⁶病人枕上ニ押符、⁸⁷女ニ思ハル符、⁸⁸鼠ノカマヲホロトキノ符、⁸⁹鼻血出時呑符、⁹⁰カタキ有時家四角ニ立ル札、⁹¹死靈付符、⁹²等。

なお西銘家には当主の行雄氏から数えて七代前に沖縄本島から与那国島に移ってきたとの言い伝えがあり、資料もその先祖のものであるという。もしそうだとすると、沖縄本島で書写された呪符が、移住に伴って与那国島に持ち込まれたことになる。

十九世紀に入るが、道光八年戊（一八三八年）正月に作成された川
平朝房の「可心得条々」⁽³⁸⁾の末尾部分にも、「悪魔除ヶ之九字」として
臨兵鬪者皆陣烈在前と、その切り方が付記されており、遅くとも九
字に関する知識がこのころまでには伝わっていたことが知られる。
ところで、普天間宮宮司の新垣義夫氏が調査された沖縄の旧社家
の文書の中にも呪符が見える。⁽³⁹⁾虫食い部分が多く全貌は不明だが、

これがどう、う時こ用、うれだ

また別の旧社家に残存している文書は、元文五年（一七四〇年、敦

三呪符のみ十数点

文書の保存状態が悪く、虫喰い等によって完全に読み取れないも

乾隆五年庚申十一月十二日、因三世子出痘、教授波上山大夫及諸社祝部写御祓御守札之法、以備上用上。原是大夫等、奉憲令祈波上宮、写御祓御守札献上。奈、大夫等不_レ知其法、求之智安。幸、智安在薩州時、就福个廻神主井上宮内祐之及前田佐大夫清雄、習_ニ学其法。於是、依_レ法教_レ之。
すなわち、屋嘉比親雲上智安は、薩摩において、福个廻神主の井上宮内祐之や前田佐大夫清雄から御祓・御守札の法を学び、波上宮の大夫や諸社の祝部に伝えたというのである。

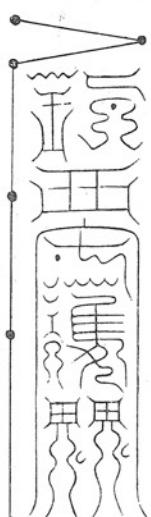
呪符を授与した井上宮司と同一人とおぼしき人物は、『新参利姓家譜』⁽⁴⁰⁾の元祖の屋嘉比親雲上智安の箇所にも出てくる。終えたことを伝えたものであるが、これも虫損がひどく、「立春守札」の存在や「蘇民将来之子孫也」という「蘇民ノ札」の存在がからうじて知られる程度である。

This diagram illustrates the 'Yi' (易) character, a complex Chinese character composed of several smaller characters. Annotations on the right side of the character include '神' (shén, spirit), '神道' (shéndào, path of the spirit), '指' (zhǐ, point), '神指' (shéngzhǐ, spirit pointing), and '指' (zhǐ, point). Annotations on the left side include '神' (shén, spirit), '神道' (shéndào, path of the spirit), '指' (zhǐ, point), '神指' (shéngzhǐ, spirit pointing), and '指' (zhǐ, point). The bottom of the character features the number '三' (sān, three) and the character '三' (sān, three). Below the character is a circular diagram with three dots arranged in a triangle, with lines connecting them to form a hexagram-like pattern.

実に入っていたことがわかる。
なお江戸時代には琉球への関心から数々の琉球刊行物が世に出た
が、一八三一年(天保三)に著された米山子著『琉球奇譚⁽⁴¹⁾』および大
田南畠著『琉球年代記⁽⁴²⁾』の中に奇妙な符が見える。すなわち前者には、次のような「水難を免れる秘符」を掲げ、「是はふうなきう(水
の神)の説き教ゆるところ也とぞ、とよぐすく(豊城?) 万明法師、
夢想にて授之。靈験著し神影也と」と記す。



また後者には、荒神ばらいの祈禱の際に次の符を家々に貼るとある。



呪符は琉球固有の神道にも取り入れられている。琉球王府の最高の神女聞得大君^{きみえおおきみ}が任命されて靈地^{セイチ}斎場御獄^{セイジョウウケ}に参詣することを「おあらおり」というが、一八四〇年(道光二〇年)に尚温妃が聞得大君^{きみえおおきみ}として「おあらおり」した時の記録『聞得大君加那志様御新下日記⁴⁴

によれば、本殿の本座と二番仮屋上座の柱にそれぞれ「御守札」一包を押すとある。この「御守札」は柱に貼りつける呪符と見てよいであろう。

④明治期以降の呪符

『那覇市史』資料篇第2巻中の7「那覇の民俗」には、廃藩置県の頃の話として次のようなハブ除けまじないに関する笑い話を紹介している。

首里当ノ藏の知花家の主人は、その屋敷がハブの通り道になつているため、寺からハブ除けのフーフダをもらつてきて、通りに面したところの丸太に貼りつけ、高々と掲げておいた。ところがある日のこと、そこを通りかかった人がふと見上げると、何とその丸太にハブが巻きつきフーフダに鎌首をよせて道行く人を睨んでいるではないか。たまたま知花家に集つていた人々がいたので、彼等によつてそのハブは殺され、事なきを得たが、友人等の「お前の家のフーフダは何の役にも立たないのでないか」との揶揄に、その主人曰く、「いやそうではない。そのハブがたまたま無学で字が読めなかつたのだ」と。

これは寺がハブ除けのフーフダを出していいたこと、また王府のあつた首里近辺の人々のまじないに対する考え方を示すものとして興味深い。

ところで近代以降の呪符関係の史料は、どちらかというと首里か

ら遠く離れた地域に多く残っている。これは離島や僻地への漢方医学や近代科学の浸透の遅れからくる人々のまじないへの依存の大きさを反映しているようにも思われる。

まず「新本家文書」には、表紙も奥付けもない書写年代不明の文書がある。それは吉凶・占い・まじない・民間医療等を網羅的に書き留めたものであるが、その中に「呪秘伝」という部分がある。そこには「急急如律令」の入った呪符だけでも、①女早く縁付する符、②男女を嫌ふによき符、③夫婦中よくする符、④夫婦愛敬の符、⑤安産の符、⑥子生まれぬるに呑む符、⑦男子の瘧落とす符、⑧女子の瘧落とす符、⑨商売にとりかかる符、⑩小児の夜啼を止める符、⑪貧賤の人富貴に成る符等が見えるが、これ以外の呪符も多く取められている。このうち②以外は『永代大雜書万曆大成』に見えるものである。また別の箇所には、恐らく『玉匣記』⁽⁴⁵⁾を参考にしたと思われる、一日から三十日までの発病の原因とそれを除くための呪符および処方を記したものや十二支の符が記されている(写真⑯)。

また「守符法」としてフーフダの呪句が記されている「吉浜家文書」の中にも、赤痢留之符、不移病符、厄病之符、胸病呑符、血留之符、鼻血留之符、不懷胎呑符、易産之符、女ノイヤノカカル時ノ符、産兒逆生時呑符、女乳不足時呑符、子夜鳴止符、女乳出符、腹内ノ子死時符、喉氣之符、船之板札、火伏押札、田虫付時札、夢違之札、馬屋押札等の呪符が見える。その中から二例を掲げておこう。

(女乳不足時呑符)

鬼 嘘々如律令

一札の裏に聲の一宇を書す。
「白佛言世尊」又は「白佛言世儀方々々」(屋敷の四隅)

b ×奉修念消災吉祥神鬼家内安全禱所」(右方)

×奉修延命十同觀音經家内安全禱所」(左方)

(腹内子死時)

月鬼 嘘々如律令
月鬼 嘘々如律令

裏「南方增長天王」

ところで、柳田国男が企画した炉辺叢書の一つとして一九三五年(大正一四)に出版された佐喜真興英の『シマの話』は、著者の出身地である当時の宜野湾村新城の民俗誌であるが、その中に「トキ、ユタ、及マジナイ」の項目があり、いくつかの呪符が紹介されている。しかし刊行されなかつた彼の手稿『琉球研究』⁽⁴⁶⁾には、少なくとも五人の古老の「占書」から写し取つた約五十種類もの呪符が記されており、『シマの話』に掲載されたのはその一部であることがわかる。しかもその古老の「占書」なるものには、例えば「字新城の徳原の翁一〇〇年ばかり前の『占書』」といふものがある。

一九一七年(大正六)出版された『沖縄県国頭郡志』には、当時北部地域に伝わっていたまじないをいくつか紹介している。例えば、「屋敷の御算面の符」に、「旧五月五日九月九日左の呪文を一尺五寸位の木片を削り之に記して屋敷の四隅及び門前両方に立つ」として次のような呪句を掲げる。

a ×奉修念延十勿經家門邪良思散祈所(門の左方)
×聲二勅田不明 嘘急如律令
(門の右方)

佐喜真興英の『琉球研究』にも、惡風ならびに蛇除けとして「儀方」という字を五月五日午の時に、家屋敷の四隅に逆さまにして立てるにあり、さらに久米島吉浜家の一八八七年(明治二〇)八月二十

a bは、五月五日と九月九日の行事双方に立てられる二種類の呪符なのか、aが五月五日で、bが九月九日のものなのか、今一つはつきりしないが、後者のような印象が強い。

五月五日は「グンガチグニチ」すなわち端午の節句である。これは『琉球國由来記』の「王城の公事」にも見えるが、一般にはハブ除けの祈願を行なう日として知られている。⁽⁴⁷⁾我部祖河の上間家の「家内記録」には、「五月五日、屋敷ノ四角并ニ門ニ蛇除ノ札ヲ立テル事」とあり、また「屋敷ノ算面ノ札」の箇所にも「五月五日毒蛇除ノ符札」として、

白仏言世尊

蛇除ノ符札

(表)

蛇除ノ符札

(裏)

と記されているが、同家では今でも忠実にこれを実行している(写真⁽⁴⁸⁾)。

四日に書写された文書の中にも、木札の表に「白仏言信尊」、裏に「儀方」の文字を書き、屋敷の四隅と柱に貼りつけられれば毒蛇をはじめ鼠・蚊等の虫類も出入りしなくなるとある。

したがって、五月五日のハブ除け呪符ということになるが、この日に別な呪符を門に立てるという例は他にない。

九月九日は重陽で、『琉球国由来記』にも「王城之公事」の一つとして、南風の御殿で行なわれ、円覚寺から菊花を奉ることが記されている。一般には「クンガチクニチ」と呼ばれ、村の発展と村人の健康を祈願する行事が行なわれる。那覇市首里でも小字ごとに村の守護神を祀った拝所で祈願が行なわれるが、特に久場川町と儀保町の小字では、盛光寺（那覇市）という臨濟宗の寺が発行している、縦二三・八センチ、横四センチの板に「具一切功德」⁵⁰と「福聚海無量祈候」と「應無所住而生其心」、「七難即滅七福即生」および方角・四天王をそれぞれ書いたフレーフダを拝所に立てている（写真②）。

前掲の呪符も、こうした「クンガチクニチ」の行事の時のものに相違ないが、門用の呪符の裏に「南方增長天王」を書くというのは解せないところである。

『沖縄県国頭郡志』にはこの他、小兒夜泣きを止むる符、災難除けに用うる符、火災除けの符、夜道物事に恐れ驚かざる符、瘧を落とす符、食道に刺のかかれる時の符が記されている。

以上のように、文献史料に見える限りでは、沖縄に呪符が初めて

もたらされたのは十五世紀であるが、それはきわめて特異なケースであったため、短期間のうちに忘れさせていった。本格的に呪符が伝わるのはそれからかなり後、十七世紀に入つてからで、とりわけ十八世紀半ば以降になると、相当数の呪符が伝播し、沖縄社会に浸透していくことが推察される。また呪符の種類や存在形態等からして、中国系のものよりも本土系の呪符が意外と多いことも知られるであろう。

四呪符伝播の契機と使用者

沖縄へ外来の呪符文化が伝播した契機については、おおむね、以下のようなケースが想定される。まず神職の資格を得るために薩摩に行き、そこで吉田神道の呪符を学んでくる場合である。また五山僧の渡来によって伝えられることもあつただろうし、僧侶が京都や薩摩留学中に学んでくる可能性も大である。さらに陰陽師や山伏が来島し、呪符を伝えたことも否定できない。近世以降では、大雑書の普及も無視できないであろう。こうした本土ルートの他に中国ルートも考えられる。すなわち、琉球の中継貿易の担い手である唐宋の人々が、福州あたりで直接呪符を買い求めたり、呪符が記された書物を手に入れ、沖縄に持ち帰る場合があつただろう。あるいは冊封使一行の中に呪法に通じた者がいて、彼等が滞在中、琉球の人

知識を授けた可能性も全くないとは言えない。

沖縄への呪符の伝播については、このようにさまざまのケースが想定されるが、このうち唐榮の人々や祝部(ホーイ)・僧侶(ボーズ)によつて持ち込まれたものは、専ら唐榮社会および首里王府内において用いられた。

これに対して陰陽師や山伏等の活動は、民間への呪符の浸透に大きな役割を果たしたものと思われる。

それでは民間においては、どういう人たちが実際に呪符を用いていたのであらうか。

まず念頭に浮ぶのが、沖縄の巫者であるトキ(時)とユタである。トキは、首里王府内にも巫覡長として「時之大屋子」が置かれる程、琉球社会における存在は大きかつたが、雍正六年(一七二八年)の「時よた科定」によつて、ユタとともに廃止され、トキが用いた「時双紙」もすべて取り上げられ焼却処分されることになつた。⁽⁵¹⁾しかし佐喜真興英によれば、「時双紙」は焼かれる前に窃かに写し取られ「日取帳」の名で伝えられることになつたという。佐喜真の『シマの話』には、十種類の呪符が載せられており、それに「日取帳より」と出典を明記している。「日取帳」がトキのテキストであつたとすれば、トキが呪符の知識を有し、それを用いてまじないを行つていたことになる。しかし果たして佐喜真の言うように、「日取帳」^{〔52〕}と「時双紙」としてよいか疑問もあり、トキが呪符を用いていたと

は一概に言えない⁽⁵³⁾。

ユタの場合はどうか。現在、ある男性のユタは、長さ三〇センチ、幅五センチの板(前掲の分類で言うとイ型)の表に「東方守護神持國天」「西方守護神広目天」「南方守護神增長天」「北方守護神多聞天」裏にそれぞれ梵字で空風火水地を書いた屋敷の四隅用のフーフダを書いている。また南風原町の民家の壁に、寺院のフーフダと並べて「忿彼觀音力 邪氣退散」と書かれた木札が貼つてあつたが、それは家のお祓いをしたユタが書いたという。このように、最近はフーフダを書くユタがいるようであるが、それはむしろ例外で、ユタがフーフダを用いる場合にはむしろ寺社のものを利用することが多い。ましてフーフダ以外にユタが呪符を用いるということはほとんど聞かない。

このようにトキ・ユタは呪符とはあまり縁がないように思われるが、これに対しても、呪符を用いた可能性がきわめて高いのは易者である。彼等は沖縄では「三世相」⁽⁵⁴⁾「シユムチ(書物)」「ムヌス」「モノシリ(物知り)」などと呼ばれるが、少なくとも十八世紀半ば頃からその存在はうかがわれる。彼等はおおむね『玉匣記』や大雜書類の刊本および写本を所持しており、呪符の知識を有していたことは確実である。またそのノート類の中にはフーフダの呪符も記されており、彼等が実際にフーフダを書いていたという話も聞かれる⁽⁵⁵⁾。

しかし、民間において易者のみが呪符を用いていたわけではない。

島役人の中にも呪符の知識を有する者がいた。「新本家文書」によれば、次のような怪物または悪血を散らす呪符に、「光緒八壬午歳三月船舶方において仮若文子手登根仁屋書物より写之候也」という注記が見える。

を行なつていたと思われる。

近代以降では、個人的に呪符の知識を伝授している人が各地に何人かはいたようである。「新本家文書」には、悪敷風氣時行の時門戸々に書付候符文を「得与長老より伝」との注記が見え、呪符の知識を有した長老の存在を伝えている。佐喜真興英の『琉球研究』に見える「占書」を所有していた宜野湾の古老もそうした人であつただろう。⁽⁵⁶⁾

なお、久米島興志川村の吉浜智改氏のように、陰陽師の肩書きを持つていた人もいる。

い。 与那国の「西銘家文書」の作製者については全くわからないが、内容も病氣に関する呪符が比較的多く、文書群の中には鍼灸関係もいくつかあることから、民間療法に通じた人であったのかも知れない。

以上、沖縄へ呪符がどのようにして伝播したかということ、その呪符を実際に用いた人について見てきた。フーフダも、こうした呪符の問題と切り離しては考えられない。

五 フーフダの起源と展開——むすびにかえて——

彼は、藏元内の資料からそうした知識を得たのか、全く私的に別な形で呪符を収集したのかは不明だが、いずれにしても、易者のよう に商売ではなく、家族や身近な人のために呪符を書き、まじない

最後に、フレーフダの起源と展開について一応の見通しを述べます
びにかえたい。

和田萃氏は、呪符木簡の系譜の淵源は『抱朴子』や『道藏』所収の神符類に求められることを指摘されたが⁽⁵⁷⁾、そのうちの『抱朴子』には、普通の人が山林に住む場合、またはしばらく山に入る場合、一枚に重ねて大きく書き、門や戸の上、四方、四隅、通路わきの要所要所、また屋内の梁・柱等に貼りつけておけば、住居から五十歩以内は山の精や鬼・魅を祓いのけられるという。これは沖縄のフーフダが木製で門と四隅に貼ることと似ており、その意味ではフーフダのルーツはここに求められよう。

しかし、沖縄の呪符は、中国の道教系のものも確かに存在するが、それよりも本土の密教ないしは陰陽道・修驗道系のものが比較的多い。したがってフーフダも基本的には本土からの影響を考えるべきであろう。

実際に、フーフダの形態は本土の呪符木簡とほとんど同じで、呪符木簡の中に方角を記したものがあることなどからしても、フーフダが本土の呪符木簡の系譜を引くことは動かし難い。

それでも、フーフダに書かれる種々の呪句は本土の呪符や呪符木簡にほとんど類例が見出せない。またフーフダの習俗は奄美ではなく、沖縄に限定されている。こうしたことから、筆者は、今のところ、フーフダは本土から伝播した呪符木簡の沖縄独自の展開ではなかつたかと考えている。⁽⁵⁸⁾

沖縄には柴差しといって、魔除けにサンまたはゲーンと呼ばれるものを家・屋敷の境界に挿す習俗が存在した。『琉球国由来記』には、柴差しの由来を述べ、王城内の各御殿をはじめ人家に至るまで、「屋敷軒端、物種子」に柴を指すことが記されているので、遅くとも十八世紀初頭までは王府の年中行事として制度化されていたのである。サンを挿す場所は、『琉球国由来記』の記載と現在とは若干異なっているが、現在のようく門の左右と屋敷四隅に挿すのはフーフダの場合と共通している点に留意すべきである。また屋敷御願の際にも、フーフダに先行する習俗が存在した。すなわち佐喜真興英は、屋敷の願いをする時、邪惡なものを封じ込める意味で、屋敷の四隅・門の両側・便所にデーク（竹の名）の茎を四、五寸に切つたものを一本づつ立て、これをトウドウミ（留め）と称したという習俗事例を報告している。⁽⁵⁹⁾

このように沖縄社会では、呪物を用いて家・屋敷の魔除けをする固有の習俗があり、そこに本土の呪符文化が伝播し、こうした固有の習俗と融合する形でフーフダという沖縄独自の木製の呪符が考案され、根づいていったのではなかろうか。

ただ、それがいつ頃から行なわれるようになつたのかということになると確かにることはわからない。史・資料による限りでは、大正年間には沖縄本島北部地域から周辺離島まで広い範囲に流布していたことは間違いないが、ハブ除けフーフダとの関係からすれば、屋

敷護符のフーフダも明治期まで遡ることは確実であろう。⁽⁶³⁾ あるいは、それ以前の王国時代から行なわれていた可能性も否定できないが、それを具体的に裏づける史料は管見の限りない。

注

(1) これらの神々については、佐藤三郎『諸祭神名總覽』(明文社、一九三五年)を参照。

(2) 『支那民俗誌』(国書刊行会、一九七三年)第一巻。なお窪徳忠氏のご教示によれば、桃符は正月に門に貼るものばかりではなく、身に佩びるものも存在するとのことである。

(3) 窪徳忠「文化の伝播と受容—中国と八重山—」(『石垣市史のひろば』一八、一九九三年)

(4) 『宮良當壯全集』一八(第一書房、一九八三年)

(5) 『宮良當壯全集』一三(第一書房、一九八一年)

(6) 宮良當壯氏の報告を正確に記すと次の通りである。

(前略) 又二番座の奥の上位にはリーリン(靈前)、一名ブシラン(仏壇)があつて、比較的新しい先祖を祀つてある。その入口の二本の柱には次のような(筆者注 本文中掲載の呪句)貼紙をしてある。

このような場所にフーフダを貼るのは現在では珍しく、奇異な感じさえするが、久米島仲里村儀間の『儀間部落誌』にも、昭和の初期頃に「×奉念家中息災神咒祈福」と書かれた符が上座の床柱または二番座の靈前の柱に貼つてあつたと記されているので、當時としては普通に見られる光景であったのかもしれない。

(7) 屋敷の護符ではないが、北斗七星の星の名に関連して付言すると、『沖縄県國頭郡志』(一九一七年)には、「災難よけに用ふる符札の文字」として「魁魑魑魅魑魅魑魅」と見えるが、その実例とおぼしきも

のが大宜味村喜如嘉にある。それは「魁魑魑魅魑魅魑魅」と鬼偏七文字を刻んだ、高さ九十八センチ、幅十九センチ、上部の五センチを三角形に尖らせた石柱で、現在はブロック塀にはめ込まれているが、もともとは垣根の中に、一番下の文字の半分が土中に埋った状態で立てられていたようである(写真②)。

(8) 胎藏界大日如来の真言を刻んだ梵字碑が、読谷村と豊見城村でそれぞれ一基確認されている。前者は断崖上に海に面して立てられており、いずれも集落や家への邪惡なもの侵入を防ぐ意味が込められている(『金石文—歴史資料調査報告書V』沖縄県教育委員会、一九八五年)。

(9) 『修驗深秘行法符呪集』巻七には、「方違守」として、ヌルデの木を八寸に切り、「謹請良方多聞天王」「謹請巽方增長天王」「謹請坤方広目天王」「謹請乾方持国天王」と書いた札を四角柱の根に埋めることが見える。

(10) 「玉黃記」とは多良間島の仲本家に伝わった文書であるが、その書

名・伝来ともに謎の多い資料である。原本は現在平良市に住む親族の手に渡っているが、所有をめぐつて複雑な事情があるよう、実見することは困難である。但し、沖縄県立図書館にマイクロフィルムが収められている。その内容は、中国の『玉匣記』の一部を参照したと思われる一日から三十日までの治病符、密教系の呪文、そして雑多な呪符を記した「符集」から成る。しかし後述するように、「符集」に収められた呪符は与那国島の「西銘家文書」に見える呪符と重なるものが多い。しかも部分的に記載順まで同じであることからして、「玉黃記」の「符集」の部分は「西銘家文書」から写したものか、あるいは双方が同じものから写した可能性もある。

(11) 佐喜真興英の『琉球研究』にも馬および牛の病の時の符として見え

- (12) 普天間宮に納められた古いフーフダの中に、上間家「家内記録」に見える「屋敷ノ算面ノ札」の門用の呪句と「四天王」という三文字をそれぞれ裏書きしたものがあることを宮司の新垣義夫氏からご教示いただいた。恐らく、普天間宮からそう遠くはない地域に住む人が納めたものであろうから、同じフーフダの呪句が中部から北部地域にかけて出回っていた可能性がある。
- (13) この資料は沖縄本島北部今帰仁の屋取り集落に住んでいた喜友名盛芳という首里士族のもので、『玉匣記』やト易関係、鍼灸関係等、多数の文書（写本）が含まれている。現在原本は、身内にあたる糸満市在住の仲里朝睦氏が所有しておられる。
- (14) フーフダの習慣のない沖縄本島の北部地域や離島では、「フーフダは屋敷御願をしない人または出来ない世代の人がするもので、屋敷御願をしていればそういうものは不要であり、フーフダに頼るのは甘えである」という話を耳にするが、これはフーフダが屋敷御願と密接に関わっていることを間接的に物語つていよう。
- (15) 沖縄の屋敷神および屋敷御願については、島袋源七「季節入並屋敷神」（『民族学研究』一五〇二、一九五〇年）、饒平名健爾「民間信仰」（『沖縄県史』二二、一九七二年）、鶴藤鹿忠『琉球地方の民家』（明玄書房、一九七二年）等を参照。
- (16) 宮城真治『古代沖縄の姿』（私家版、一九五四年）
- (17) サンは掃さないが、その代わり、海辺に行き七サイスマナ（七回摑んだ砂）を運んできて、それを門口や庭や家・屋敷の四角に一摑みづつ置く。こうした八重山のシチについての詳細は、宮城文『八重山生活誌』（私家版、一九七二年）を参照。
- (18) 小野重朗「アラシツ・シバサシ小論」（『沖縄文化研究』1、法政大学出版局、一九七四年）
- (19) 八重山本願寺布教所の場合は、屋敷の祈禱札と同じものを用いてい
- (20) 墓中の札がこうした形になったのはここ十年内のことで、以前は各人持参した長方形の厚い板に墨書きしたという。
- (21) なお祥雲寺の墓中符の呪句は次の通りである（祥雲寺の符については住職の岡本恵昭氏のご教示による）。
- ×奉修念消災吉祥神咒墓中鎮靜祈攸
- (22) 窪前掲注(21)論文。
- (23) 平敷令治「台灣漢人社会の墓制」（渡辺欣雄編『祖先祭祀』、凱風社、一九八九年）
- (24) 窪徳忠『増訂沖縄の習俗と信仰』（東京大学出版社、一九七四年）、同『中國文化と南島』（第一書房、一九八九年）九九一—二二頁、同『沖縄の民間信仰』（ひるぎ社、一九八九年）、同『目でみる沖縄の民俗とそのルーツ』（沖縄出版、一九九〇年）など。なお最近の坂出祥伸氏の「道教の呪符について」（『関西大学文学論集』四二〇三、一九九三年）にも言及が見られる。
- (25) 石敢當については、前掲の窪徳忠氏の著書の他、三島格「石敢當考」（『民俗台灣』二二一、一九四二年）、海江田正孝「廈門に於ける石と驅邪」（『民俗台灣』三二一、一九四三年）、陳哲雄「南島における石敢當信仰について」（琉球大学史学会編『南島史論』二、一九七八年）、下野敏見「中國の石敢當とヤマト・琉球の石敢當」（『ヤマト・琉球民俗比較研究』所収、法政大学出版局、一九八九年）、小熊誠「石敢當小考」（福田アジオ編『中國江南の民俗文化』（文部省科学研究所補助金『国際学術研究』研究成果報告書）一九九二年）、小玉正任「石敢當」（『史料が語る琉球と沖縄』所収、毎日新聞社、一九九三年）等

を参照。ここではあまり知られていない、波照間島に在る変わった石敢當を紹介しておきたい（写真②）。

左右対称に一本の紐でいくつかの輪を描くようにした一定の図柄や、右に「福德」左に「正神」の文字、それに音や奉の文字などは、沖縄県内的一般の石敢當にはない独特なものである。文字について付言すると、左右に分けて書かれているが、「福德正神」は一般に土地公と呼ばれる土地神のこと（なおこれについては、窪徳忠「中国の土地神信仰と南島」）（『中国文化と南島』）を参照）、また中央に記された文字は「吾れ大（泰）山石敢當を奉る」と読める。ちなみに泰山は山東省に在る中国五嶽の一つで、これが石敢當に記されることは、靈嶽として泰山の力を借りて更にその機能を高めようとしたものと解されている。

伝聞によれば、戦後波照間に移住してきた台湾出身の人が彫ったものという。なおこの石敢當の存在については新垣義夫氏のご教示を得た。

（26）島袋源一郎『琉球百話』（琉球史料研究会、一九四一年）八四頁。

（27）窪徳忠『中国文化と南島』（前掲注（24））九七頁。窪氏の話では、九字を書いた石敢當は沖縄にもあるとのことである。

（28）新垣義夫氏のご教示による。

（29）『勝連町の遺跡（遺跡詳細分布調査報告書）』（勝連町教育委員会、一九九三年）

（30）東恩納寛惇「三十六姓移民の渡来」（『東恩納寛惇全集』3、第一書房、一九七九年）。

（31）窪徳忠『中国文化と南島』（前掲注（24））一九六頁。

（32）内閣文庫蔵。横山重編『琉球神道記』（角川書店、一九七〇年）所収。

（33）『那覇市史』資料編第1巻3「冊封使録関係資料」、原田禹雄訳注

『中山傳信錄』（言叢社、一九八二年）。読み下し文は前者による。

（34）伊波普猷・東恩納寛惇・横山重編『琉球史料叢書』1（東京美術、一九七二年）所収。

（35）球陽研究会編『球陽』（角川書店、一九七四年）。

（36）この符は、『修驗深秘行法符呪集』卷九にも見える。また「守符伝拾遺」（西尾市立図書館蔵）では「秘中秘」として掲げる。

（37）「佐久真家文書」の中の「大雜書」および「新本家文書」（いずれも八重山博物館蔵）にも同じ呪符が見える。

（38）上江洲均「資料紹介」川平朝房『可心得条々』（窪徳忠先生沖縄調査二十年記念論文集『沖縄の宗教と民俗』、第一書房、一九八八年）

（39）新垣義夫「沖縄に於ける旧社家実態調査報告」（未発表）

（40）又吉智幸氏（浦添市在）蔵。

（41）『江戸期琉球物資料集覽』第一巻（本邦書籍、一九八一年）所収。

（42）『江戸期琉球物資料集覽』第一巻（本邦書籍、一九八一年）所収。

（43）これについては、島袋源七「沖縄の民俗と信仰」（『民族学研究』一五ノ二、一九五〇年）、山内盛彬「聞得大君と御新下り」（『村落共同体』わが沖縄四巻）（木耳社、一九七一年）を参照。

（44）『神道大系』神社編五二沖縄（小島櫻禮編）所収。

（45）『玉匣記』は曆の吉凶などを記した中国の書物で、現在、八重山の「宮良殿内文書」（琉球大学附属図書館蔵）および「竹原家文書」（八重山博物館蔵）に一部づつ唐本の刊本『玉匣記広集』が現存する。この他、徳之島にも現存するようである。これ以外にも抄本も残つており、明治の初め頃までは沖縄本島ではかなりボピュラーなものであったという（都築晶子「琉球大学附属図書館蔵大濱皓先生遺贈図書漢籍目録（稿）」）（『琉球大学法文学部紀要』史学・地理学篇三三）、一九九〇年）。

その後、久米島の「吉浜家文書」の中にも、上海江東書局発行の『新

補綴図選択万宝玉匣記全書の刊本があることが確認され、八重山で
もさらに一部見つかっている。

(46) 琉球大学附属図書館にはマイクロフィルムの紙焼き複製本が所蔵さ
れている。

(47) ハブ除けの呪法については、小島瓔禮『蛇の宇宙誌』(東京美術、
一九九一年)第8章「蛇除け節供」を参照。

(48) 「白仏言世尊」は『金剛般若經』に「仏に白して言う、世尊よ」云
々とあるが、一般にはハブ除けの呪語としてよく用いられる。ちなみに
馬場信武「呪符法」(西尾市立図書館蔵)には、蛇除呪札として「白
仏言」の字を書いて柱に逆さまに貼るとある。「儀方」は例えば「陰陽
師調法記」に蝶を室内に入れないための符として、これを五月五日の
午の時刻にこの字を書いて門戸に逆さまに押すとある。

なお『真言常用集』(岐阜市立歴史博物館蔵)や『燕石雑志』(日本
本隨筆大成)〈第二二期〉一九所収、吉川弘文館、一九七五年)には「蛇
蛇及蝮蝎」と見える。

(49) 沖縄本島中部の勝連町屋慶名にも、毎年旧暦五月五日に「白仏言世
尊儀方」と書いた呪符をさとうきび烟に立てて一九一〇年(明治
四三)生れの平安座蒲安という方がおられる。以前は烟の四方に立て
たが、最近は、角材の四面に呪句を書き、それを実際にハブの出た地
点に立てているという(写真24)。

(50) 飛鳥広章『呪文・じゅ文・呪文』(オーネス出版社、一九八〇年)
によれば、この「具一切功德、慈眼視衆生、福聚海無量、是故應頂礼」
というのは、重陽の節句で菊の花を浮かべた酒を飲む時の呪文で、『法
華經』觀世音菩薩品偈(觀音經)に見える。

なお「新本家文書」によれば、「具一切功德」「慈眼視衆生」「
福聚海無量」「是故應頂礼」は、悪敷風氣時行の時、門戸に貼る
符文の中の一つである。

さらに宮古の祥雲寺では、次のように一つの呪句として扱い、船舶
祈禱の守り札四枚のうちの一枚になっている。

×具一切功德 慈眼視衆生
×福聚海無量 是故應頂礼

(51) 高良倉吉「首里王府とトキ・ニタ禁庄」(沖縄史料編集所紀要)一
〇、一九八五年、後に『琉球王國史の課題』所収、ひるぎ社、一九八
九年)。なお完全に失われたと考えられていた「時双紙」が奄美の加計
呂麻島や沖縄本島の中城村で発見されているが、この資料については、
「資料 トキ双紙」(鹿児島民俗学会編『加計呂麻島の民俗』カケロマ
島民俗調査報告書一)、一九六九年)、長澤和俊「奄美のトキ双紙につ
いて」(『南日本文化』四、一九七一年)、中鉢良護「王府の暦をめぐ
る諸問題」(『沖縄文化』二八〇一、一九九三年)等を参照。

(52) 別稿「佐喜眞興英収集のまじない資料をめぐって」(『日本東洋文化
論集』創刊号掲載予定、琉球大学法文学部人文学科日本東洋文化系、
一九九五年三月)

(53) 「時よた科定」の布達以後もあいかわらずトキ・ニタが盛行してい
ることを糾弾した史料の中に、「易道と申、段々虚言申触候者有之」
「時よた井易道之名を振り、虚言を以人を訛候者共」と見えるが(『琉
球資料』一三、一〇八)、高良倉吉氏はこの易道を三世相ないしはそ
の前身と解しておられる(高良前掲注(51)論文)

(54) 『大雜書』は『節用集』とともに江戸時代の庶民が日常生活の指標
とした、いわば生活百科事典ともいべき性格の本である(橋本万
平『大ざっしょ』雜考)〈素人学者の古書探求〉所収、東京堂出版、
一九九二年)。その一つ『永代大雜書万曆大成』には「まじない秘伝」
としてさまざまな急々如律令の語の入った呪符が見えるが(井上薰
『永代大雜書万曆大成にみえる急々如律令』『日本歴史』三二、一
九七五年)、最近、石垣市で、かつて三世相あつた人の遺品の中か

ら天保年間の刊本が見つかっている。

(55) 宮良當壯「八重山諸島物語」によれば、フーフダを「易者の言に依りてなすことなり」とあり、フーフダを立てるのに易者が関与したことことが知られる。この場合は、文面から易者がフーフダを書いていたかどうかはわからないが、与那国島での聞き取りによれば、戦後、石垣から移住してきた三世相がフーフダを立てていたという。

(56) 宜野湾市真栄原の一九〇九年(明治四二)生れの故渡名喜庸三氏は、易を独学しながら二種類の呪符を書いていた。一つは、白紙を正方形に切り、左右三つ折りして九つの枠形を作り、さらに斜め折りをして又形の折形を付けて枠の中に「臨兵闘者皆陣列在前」の九字を左上から右廻りに書いたもので、それを家族の枕の下に敷かせたり、邪氣退散のため家の柱に貼りつけたりしていた。もう一つの呪符は「×南無観世菩薩喰急如律令」というもので、これを柱に九字と一緒に貼つていた(写真25)。

(57) 和田萃「呪符木簡の系譜」(木簡研究)四、一九八二年)

(58) 例えば、宮城県の多賀城外西南で発見された木簡には、一面に鬼の字を含む呪句に続けて「百怪平安符未申呪符」と記された呪符木簡が出土しており、これは多賀城の四方に立てられた呪札の一つと見られている(水野正好「まじない札の世界」)。(月刊文化財)二一九、一九八一年)。また十二世紀後期から十五世紀初期にかけての遺跡と推定されている神奈川県鎌倉市の「小町一丁目一〇七番地地点遺跡」からも、「きた」「みなみ」と方位を記した呪符木簡が出土している(木簡研究)一〇、一九八八年)。さらに長野県長野市の石川条里遺跡からも、符籤と喰急如律令の右下に北、西、南「推定」の文字が記された呪符木簡が三点出土しており、これと時期を同じくする居館跡と推定される遺構との関係から居館の四方に立てられたものと見なされている(木簡研究)一四、一九九二年)。

(59) 奄美の『三島村誌』『名瀬市誌』『龍郷町誌』等に呪符が見える(奄美博物館の高梨修氏のご教示による)。このうち『三島村誌』のものは、一八六九年(明治二)に竹島の神官兼庄屋であった日高佐中という人の書写なる「覓諸御符調書」を紹介したものだが、そのほとんどは『永代大難書万曆大成』の「呪咀秘伝」からの抜き書きである。これは『名瀬市史』の場合も同様である。また『龍郷町誌』のものはユタのノートに記された呪符であるか、「呪詛調法記」から書き写したものと思われる。

このように、奄美にも呪符は存在したが、沖縄のような屋敷御願の際に門と屋敷四隅に立てられるフーフダは今のところ確認できない。あるいは中国および朝鮮に類例があれば、その影響を考えざるを得ないが、現時点ではこのように推測しておく他はない。

(2) 片岡巖「台灣風俗誌」(青史社、一九八三年)、潮地悦三郎「淨符について」(民俗台灣)二二〇、一九四二年)、増田福太郎「中國における呪符の一考察」(福岡大学研究所報)一八、一九七三年)、夏目一拳「道教に於ける符の諸問題」(日本文化)三五、一九五五年)、可児弘明・直江廣治「絵入り紙符に関する考察」(大淵忍爾『中国人の宗教儀礼』、福武書店、一九八三年)、ベルナール・フランク「絵札のお札」(酒井忠夫・福井文雄・山田利明編『日本・中国の宗教文化の研究』(平河出版社、一九九一年)、神塚淑子「魔の観念と消魔の思想」(中国古道教史研究)、汲古書院、一九九二年)、坂出祥伸「道教の呪符について」(前掲注(24))、同「靈符」(『道教』の大事典・新人物往来社、一九九四年)、宋錦秀「關於傀儡戲的除殺儀式用符・解釋与説明」(台灣史田野研究通訊)一五)等を参照。

なお、フーフダの呪句が記されている「吉浜家文書」の「韓國龟城ニテ」という記事にこだわる限り、フーフダ伝来の朝鮮ルートを推定

したくなるが、前述の通り、朝鮮の習俗や宗教・民俗に関する文献等にフーフダの類例が見当たらない以上、こうした推定は今のところ無理である。

念のため、参照した朝鮮の宗教・民俗に関する主な文献を掲げておく。

(61) 瀧澤俊亮『満洲の街村信仰』(満洲事情案内所、一九四一年、第一書房、一九八二年復刻)、朝鮮総督府編『朝鮮の鬼神』『积奠・祈雨・安宅』『朝鮮の巫覡』『朝鮮の類似宗教』(国書刊行会、一九七二年)、今村鞆『朝鮮風俗集』(国書刊行会、一九七五年)、韓国民俗大觀第三卷『民間信仰・宗教』(高大民族文化研究所出版部、一九八二年)、龍潭閣藏版『民符叢典』(金剛出版社、一九八〇年)、『韓國の民俗大系』一~五(国書刊行会、一九八八年~一九九二年)。なお朝鮮の呪符に関する文献については、富山大学人文学部教授藤本幸夫氏のご教示を得た。

(62) 佐喜真興英『シマの話』。なおこうした呪物と同じくフーフダに先行するものに呪言がある。ちなみに屋敷御願の際は「ハーウートートウ、屋敷ヌ御神ガナン、悪風シタナカジエー、入ツテクミソーラングトウシ、栄果報、来テイーウタビミソーリー」(ハーウートートウー、屋敷の神様、悪霊悪疫が入れないようにして、繁栄させて下さいますように)といった内容の呪詞を述べる。なおその呪詞の全文が『嘉手納町史』資料編2民俗資料(一九九〇年)、宮城文『八重山生活誌』(前掲注(17))、高橋恵子『沖縄の御願』(ひるぎ社、一九八八年)等に掲載されている。

こうしたことは墓の中に入れる護符の場合にも言える。すなわち、島袋源七の『山原の土俗』(一九二九年)には、「新墓を造った時這入る死人又は骨がないならば、その代わりとして符又は阿旦・蘇鉄を、上を入り口に向けて入れる。」とある。ここに見える符が具体的にど

う言うものかは不明だが、阿旦・蘇鉄という植物を入れるというのが符に先行する姿であったと見られる。ちなみに浜比嘉島ではモッコを入れるという。また、那覇市にある上里家の墓の玄室内にはアジケー(しゃこ貝)が置かれていたという報告もある(『那覇市史』(前掲)六五一頁)。

このように、仏教系および道教系の墓の護符を受容する素地として、新造の墓に呪物を入れる固有の習俗が存在したのである。

(63) そのことを必ずしも裏付けるものではないが、沖縄の芝居でもしばし上演される「逆立ち幽霊」に、天界寺のフーフダのことが登場することは一つの参考となる。夫に裏切られて死んだ女が幽霊となつて復讐をする筋書きだが、夜毎に現われる妻の幽霊に悩んだ男は、天界寺のフーフダをもつて門と家の四隅に貼る。それがあるために家中に入れない幽霊は、夜毎に真嘉比道に出没するようになる。ある日、池城里之子という勇敢な人が、現われた幽霊にその訳を聞いたところ、幽霊は事細かに身の上にあつたことを語った末、男の家に貼られているフーフダを剥がして欲しいと頼む。幽霊の身の上話を聞いて義憤にかられた池城里之子は、その男の家へ行き、門と四隅に貼られているフーフダをすべて剥がしてしまう。そのおかげで幽霊は家中に入り復讐することができたという(『沖縄の怪談』月刊沖縄社、一九七三年)。いわば本土の怪異談牡丹灯籠の沖縄版であるが、天界寺は首里にあった臨濟宗の寺院で、明治末期まであったというから、あるいはこの話はフーフダが明治には存在したことを傍証する資料となる。

しかし、これはあくまで紙製のフーフダの場合であり、門や屋敷の隅に立てる(貼られる)木製のフーフダに関する限り、明治期にはそれ程普及していなかつたのではないかと思われる史料もある。著者は不明だが、早稲田大学図書館所蔵の『琉球見聞雑記』(明治廿一年沖

縄旅行記事一」（『沖縄県史』一四、一九六五年）には、家々の門柱には種々の聯句を赤紙に書いて貼ってあつたり、次のような板を門に掲げている家が多いとある。



また新築とおぼしき家の門柱には「今日開門首」「千年迎大人」と書いた聯句を貼つてあるとも記されている。

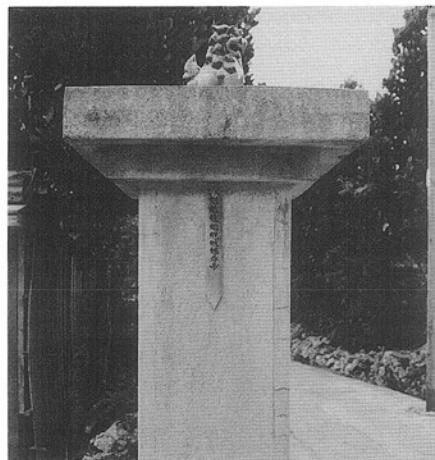
一方、笠森儀助の『南島探駿』は一八九三年（明治二六）の沖縄調査の記録であるが、その中に「除厄」のために、石敢當の他、「柳春藤在此」「鎮西八郎為朝御宿」などを書いた小札を石垣の上に立てたり、「森（神カ）茶齋墨」と書いた小赤紙を門扉に貼っていることが記されている。

こうした報告事例を見る限りでは、明治二十年代の沖縄本島の地域では門にフーフダをしている家はあまりなかつたような印象が強い。





① 現存最古のフーフダ（沖縄県立博物館蔵）



② 慈眼院のフーフダ（粟国島の事例）



③ 桃林寺のフーフダ（波照間島の事例）



④ 祥雲寺のフーフダ（平良市の事例）



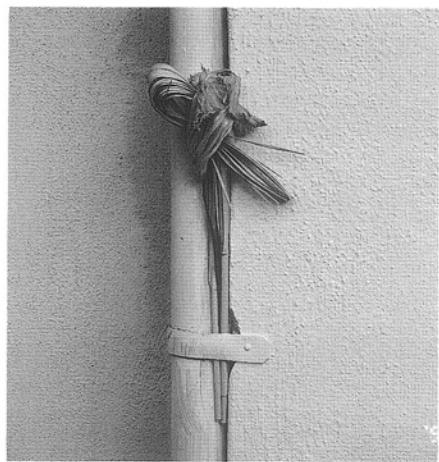
⑤ 西来院のフーフダ（西原町の事例）



⑥ 普天間宮のフーフダ
(久米島の事例) (久手堅穂氏提供)



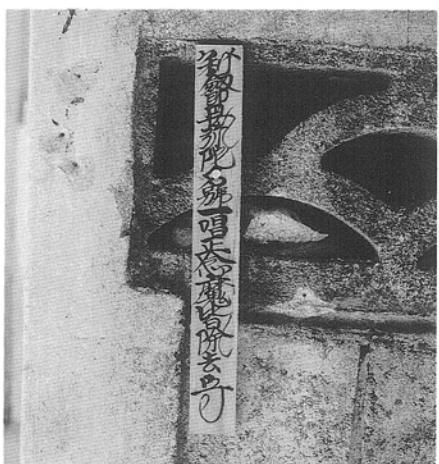
⑦ 真徳寺のフーフダ（那覇市の事例）



⑧ サン



⑨ 道心寺のフーフダ（伊平屋島の事例）



⑩ 八重山本願寺のフーフダ（石垣市）



⑪ 久米島のフーフダ



⑫ 多良間島のフーフダ



⑬ 墓の祈禱札の取り付け状況



⑭ 桃林寺の墓中用祈禱札



⑮ 鎮宅靈符 沖縄市



⑯ 安産符 沖縄市（新垣義夫氏提供）



⑰ 方災除け符 勝連町



⑯ 与那国島西銘家文書



⑯ 新本家文書（八重山博物館蔵）



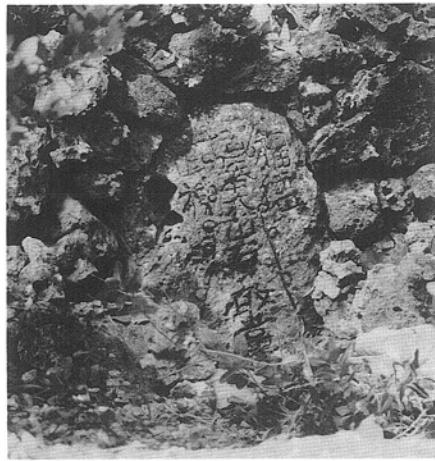
㉚ ハブ除け符 名護市我部祖河 上間家



㉛ 拝所のフーフダ (首里儀保町)



㉜ 大宜味村喜如嘉の石製呪符 (崔徳忠氏提供)



㉝ 石敢當 波照間島



㉞ ハブ除け符 勝連町



㉟ 宜野湾市真栄原 渡名喜家